

平成29年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

---

議事日程

平成29年12月7日（木曜日）午前9時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 水野千代子君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 浅井武光君
10番 大嶽弘君	11番 池田久男君	12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 酒向弘康君
16番 杉浦あきら君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
教育長 小野伸之君	企画部長 近藤学君
総務部長 山本富雄君	住民こども部長 都築幹浩君
健康福祉部長 藪田芳秀君	環境経済部長 鳥居栄一君
建設部長 羽根淵闘志君	教育部長 志賀光浩君
消防長 吉本智明君	企業立地監 兼企業立地課長 志賀幸弘君
建設部次長 尾関義彰君	教育部次長 兼学校教育課長 牧野宏幸君
消防次長兼 予防防災課長 金澤惣一郎君	会計管理者 兼出納室長 林敏幸君

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 牧野洋司

---

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りします。

本日、議場において議会だより用の写真撮影をするため、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(杉浦あきら君) 御異議なしと認めます。

よって、企画政策課職員及び議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。写真撮影は質問者を随時撮りますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長(杉浦あきら君) 本日、説明のため出席を求めた理事者は16名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長(杉浦あきら君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、8番 中根久治君、9番 浅井武光君の御両名を指名します。

---

#### 日程第2

○議長(杉浦あきら君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、6番、志賀恒男君の質問を許します。

6番、志賀君。

○6番(志賀恒男君) 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告をした順に質問をしてみたいです。

最初の質問は、地方版IoT推進ラボの取り組みについてであります。

経済産業省は、平成28年6月10日に地方版IoT推進ラボの募集要領を発表いたしました。第1弾、第2弾の選定を経て、本年、幸田町は第3弾の募集の中での選定となりました。

IoTは、インターネットを介して物と物とをつなぐことで新しい価値をつくり出す取り組みであります。取り組みそのものは、インターネットが普及し始めたころから、もうかれこれ20年以上前から民間でも取り組んでおりました。

当初は、外出先から自宅の家電製品を操作したり、自宅の状況を確認したりといろいろな提案がなされ、製品化がされてきましたが、普及するには至りませんでした。理由

は単純であります。消費者が費用対効果が少ないと思ったということが原因でありました。

20年前と今日で何が違うかといいますと、ビッグデータ、人工知能AI、通信速度、通信容量・価格低下などが劇的に進歩いたしました。取り組みも多様化され、細分化された消費者向けのみならず、各種産業の生産性向上や思いがけない分野での効果が期待できる可能性があるわけであります。可能性はありますが、推進体制や研究分野・研究対象・費用対効果は重要であります。成果を出すためにも、地方版IoT推進ラボの取り組みについて気がかりな点もございますので幾つか質問をしてみたいです。

取り組みに関する個々の質問の前に、まず中央のIoT推進体制について最初に質問をしてみたいです。

中央には、IoT推進コンソーシアムという組織があります。この組織の位置づけ・役割について、まず最初に説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） IoT推進コンソーシアムは、平成27年6月に閣議決定をされました日本再興戦略において、IoT推進に関する技術開発と実証による新たなビジネスモデルを産学官にて行うことを位置づけられたことを受け、同年、平成27年10月に、総務省、経済産業省等の協力を受け三菱総合研究所が事務局となり、産業革新機構、三菱電機、日立製作所、東京大学、慶応大学等がIoT、ビッグデータ、人工知能等の技術開発と実証を行い、新たなビジネスモデルの創出を推進することを目的に設立をされたものでございます。事業としてIoTの標準化の推進、規制改革並びに特定課題への対応、技術の普及と啓発を行い、第4次産業革命を推進する役割を担っていると理解をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 中央においても新たなビジネスモデルをつくりたい、4次産業を興すという説明でありました。

それでは、IoT推進コンソーシアムと地方版IoT推進ラボの関係・役割分担はどのようなになっているのかお尋ねをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） IoT推進コンソーシアムの規約の第15条に、IoT推進ラボは先進的モデル事業推進ワーキンググループとして位置づけられ、成長性、波及性、社会性の三原則に基づき新たなビジネスモデルの創出等を推進することを目的としております。

次に地方版IoT推進ラボは、経済産業省とIoT推進ラボの連名において、地方における地域課題解決及び地域の経済発展を目指すIoTプロジェクト創出のための取り組みを支援する役割を担うとされておられます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 地方の課題解決ということで期待をされているということですが、それでは、IoT推進コンソーシアムと地方版IoT推進ラボの活動範囲・テーマなどについてはどのように位置づけられ、なっているのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） I o T推進コンソーシアムの活動範囲とテーマにおきましては、国全体における産業社会構造の変革を起こす先進的なリーディングビジネスモデルの創出を目的とされております。

次に、地方版I o T推進ラボの活動範囲とテーマにつきましては、地域での課題に対する先進的な取り組みを通じ、地域I o Tビジネスの創出を目的とされておられます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） わかりました。中央と地方では役割分担がきちんとされていてということですが、それでは、なぜ幸田町が地方版I o T推進ラボに立候補しようと思ったきっかけ、動機についてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 本年5月26日に、名古屋において中部経済産業局地域経済部次世代産業課から、幸田町が取り組んでいる地方創生事業のヒアリングを受けた際に、幸田町で行っております自動走行技術関連事業そして低温プラズマ技術関連事業の横展開をするために、I o Tを使った6月の第3弾の選定に応募するよう依頼を受けたのがきっかけでもあり動機にもなります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 既に取り組んでいる地方創生の各種テーマ、幸田町が取り組んでいるテーマの連続性ということで依頼を受けたというのも一つのきっかけ、大きな動機になったというふうに理解をいたしました。

それでは、なぜI o Tを民間任せでなく官民合同、幸田町も一緒に行う必要があるのかについてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 平成29年6月に閣議決定をされました未来投資戦略2017におきまして、I o Tの推進は官民合同で行うと定められております。その理由としては、第4次産業革命の技術革新には産業や社会生活への取り入れが必要不可欠であるとされているからでございます。現在、幸田ものづくり研究センターにおいて実施しております経済産業省補助事業でありますスマートものづくり応援隊のメニューにおいても、I o Tは取り上げる必須項目になっており、参加している町内外の企業からもI o T技術人材育成への導入相談が多くセンターに寄せられており、民間に全て任せるのではなく官民合同にて推進する必要性を感じているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 幸田町内の企業さんも、第4次産業革命という高い志の中での取り組み相談がものづくり研究センターのほうに寄せられているということで理解をしております。

地方におけるI o T、ビッグデータ、人工知能AIなどの活用、人材育成を加速し地域課題の解決とともに地域の経済発展を推進をしていくことが期待をされているということがわかりましたが、それでは、愛知県内の自治体の地方版I o T推進ラボの取り組みについてはどのような状況になっているのか説明をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） この地方版 I o T 推進ラボは、現在全国で 74カ所ございます。愛知県におきましては、第 1 弾選定において名古屋市、豊田市、第 2 弾の選定におきましては愛知県、第 3 弾の選定につきましては幸田町がなされ、現在県内では幸田町を含む 4 自治体が選定を受けております。それぞれ各ラボでは、講演会とセミナーの開催、そして I o T 活用相談窓口の開設をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） はい、わかりました。愛知県でも県として取り組んでいるというふうなことで、全体的な動きはまだ始まったばかりかというふうには思いますけれども、取り組みがされるということでございます。

じゃあ、同じく岐阜県とか三重県の周辺の自治体の地方版 I o T 推進ラボの取り組みについてはどのようになっているのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 東海 3 県におきます岐阜県では、第 1 弾では選定はございません。第 2 弾選定において岐阜県、そして第 3 弾の選定において郡上市と各務原市の 3 自治体が選定をされ、三重県では、同じく第 1 弾選定はされず、第 2 弾選定において三重県の 1 自治体のみとなっております。それぞれのラボは同様に講演会、セミナー、相談窓口の開設を随時行っているというふうな情報を入手しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） 周辺の岐阜県、三重県も取り組みを始めたというところで、愛知県が一步先行しているかなというふうなことであります。

先月 1 月 1 日の幸田町議会の地方創生特別委員協議会で、I o T 推進ラボの事業説明がございました。その中で、幸田町は石川県白山市、福井県永平寺町、長崎県南島原市、岐阜県各務原市と I o T 推進ラボで連携を予定していると書かれておりました。なぜこの 5 市町村が連携をすることになったのか、その経緯について説明がいただきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 本年 6 月に中部経済産業局が開催をされました名古屋での会場で、地方版 I o T 推進ラボ担当者意見交換会に私ども幸田町も参加した際に、中部経済産業局の担当者から第 2 回の選定を受けました白山市 I o T 推進ラボの事務局である金沢工業大学を中心にして、第 3 回の応募予定である各務原市、永平寺町、幸田町に声がかかりました。そして、白山市と農業技術分野において交流のある第 3 回同じく応募予定であった南島原市の 5 自治体の連携の可能性を示され、そのときから連携の検討を進めたことが経緯でございます。

○議長（杉浦あきら君） 6 番、志賀君。

○6 番（志賀恒男君） きっかけは中部経済産業局からの働きかけがあったということで理解をいたしました。白山市は地方 I o T 推進ラボの第 2 弾の選定で選ばれております。推進事業テーマは、金沢工業大学が白山の里山に新たに大学の白山キャンパスを開設を

するので、里山都市の具体的な姿を示すことを目指しているということでもあります。そうしますと、幸田町との関係性についてはどのようになっているのかということで説明をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 金沢工業大学は、幸田ものづくり研究センターを設置している幸田町と蒲郡の間にある愛知工科大学と過去より連携をされており、ともにIoT人材育成プログラムを実施しております。幸田町IoT推進ラボの協力企業であります碧南市のiSmartTechnologiesの機器装置を金沢工業大学のリードにて、白山市IoT推進ラボにて人材育成事業に既に活用するなど、現在具体的な事業が両大学で進んでいることを御報告させていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 愛知工科大学と金沢工業大学との連携、人材育成というところにつながりがありますよということでした。

次に、永平寺町は地方版IoT推進ラボの第3弾で選ばれております。幸田町と同じであります。事業内容は、距離約6キロメートルの既に廃線となった鉄道敷きを活用した自動走行技術の開発・実証・実用化であります。一般道路の自動走行よりはるかに容易な開発・実証・実用化であります。幸田町の場合は一般道路で実施をしておりますが、永平寺町と連携する理由についてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 永平寺町は、既に内閣府地方創生事業として自動走行事業を幸田町と同様に推進しておられ、地域住民への移手段の確保だけではなく移動車両と鉄道敷き沿線の観光情報をIoTで結び、さらに永平寺町内にある福井大学医学部ともIoTにて地域住民の健康医療もあわせて検討している先進地でございます。今後、幸田町がIoTによる横展開をする際に特に参考になる自治体であると期待をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 永平寺町は既に横展開の段階に入っているということで、連携の必要性があるということが確認をできました。

次に、南島原市についてであります。南島原市においても地方版IoT推進ラボの第3弾で選ばれました。幸田町と同じであります。推進事業テーマは、基幹産業である農林水産業が小規模かつ労働力不足のために農業を中心とした新たなIoTサービスの創出を図るということでございます。連携する理由についてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 南島原市は、幸田町と本年姉妹都市を締結しました島原市、そして雲仙市にも隣接をされており、長崎県の県のIoT推進ラボとも連携をし、今後島原半島全体の農業IoT推進の拠点となることを想定をされておられます。南島原市は、近接する熊本県、鹿児島県とも連携し、人材不足であることを解消するため農業用ロボットの開発も含め、現在子ども向けのIoTプログラミング教育を推進されており、今後のIoT人材育成事業において特に参考になる自治体であると期待を

しているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 南島原市を核にして島原半島、長崎県、はたまた熊本県等とも連携を図れるような、そういう可能性があるということで理解をいたしました。

ものづくりを標榜する幸田町であります。本年8月7日の地方創生特別委員協議会の資料でございますが、それには幸田町I・O・T推進ラボの事業概要というものが書かれております。そして、その事業イメージとして幸田ものづくり研究センター、愛知工科大学、幸田ものづくり企業情報懇話会及び町内中小企業の3社が連携してI・O・Tを使った人づくり・ものづくりを行うというふうに書かれておりました。私は、I・O・Tについては製造業におけるものづくりに関する分野に特化するのがふさわしいのではないかとこのように思っているわけではあります、ところが、南島原市、白山市、永平寺町の3市町は製造業とは全く関係ないとは言いませんが直接的な関係はないわけでありまして、唯一各務原市はロボットによる製造現場の自動化推進をテーマとしておりますので、幸田町とは親和性があるというふうに考えるわけではあります。私は、まずは幸田町と各務原市で成果を出すべきだということに思うわけではあります、経済産業省での地方版I・O・T推進ラボ選定証授与式に出席された副町長はどのように考えてみえるのか、考えをお聞きいたします。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 8月18日でございます、I・O・Tラボの選定式第3弾に私として参加をさせていただきました。21の団体が参加されておられました。それぞれ地域の方々と情報交換をしたときに、やはりそれぞれの地域は、地域の活性化・独自性を発揮していくためにこのI・O・T推進を利用していききたいというようなお話がありましたけれども、国の担当課の方はさらに具体的に一步踏み出せる自治体への支援をさらに強化したいというお話を承りました。町といたしましては、戦略プランであります企業立地マスタープラン、地方創生の総合戦略との関係性の中でマッチした分野においてI・O・Tのノウハウを生かしてまいりたいと思っておりますし、I・O・T技術先進地ともさらに連携をしていきたいと思っております。議員の言われるとおりに各務原市につきましては、地方創生事業におきましてJAXAとの連携協定により、かかみがはら航空宇宙科学博物館を核にしたロボット人材育成事業を推進しているものづくりの事業の先進地でございます。幸田町には航空宇宙産業のお話はないでありますけれども、各務原市との連携は意味あるものと考えております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 各務原市との連携については意義があるということでございましたけれども、それ以外のところについてはどのように考えてみえるでしょうか、お聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 先ほどから出ております選定式に同席させていただきました特に南島原、永平寺町、それぞれ地域の特性を生かしたI・O・T技術の先進地であるというふ

うに認識しております。このような地域と取り組みをともに連携いたしまして、その効果を最大化・最適化することに努めることによりまして、幸田町の新産業への展開が図れると期待しているものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） どこまで遠くをにらんで今行動するかということではありますが、私は最初に各務原市で成果を出して、その次のステップで横展開をしていくというのがいいかなと思いましたが、こういう進め方についてはそれぞれ考え方やあるいは全国で地方版I o T推進ラボに選定された活動について連携することは別に悪いことではありませんので、よしとするということになるかと思いますが、それでは推進する人員体制、費用対効果については幸田町としてどのように考えているのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 幸田町I o T推進ラボの人員体制につきましては、現在、主担当1名、副担当1名、ものづくり研究センター副センター長1名の3名体制となっているところでございます。幸田町I o T推進ラボにおける講師に係る経費は、経産省外郭団体の独立行政法人情報処理推進機構から全額補助が受けられることになっており、幸田町の負担は軽減をしているところでございます。町内企業等のI o T導入のきっかけとなるI o T入門セミナーを多く開催することにより、企業内ものづくり改善が幸田町の企業で推進され企業収益が増加し、新事業への挑戦による持続可能な経営に寄与し、あわせて幸田町での企業がとどまっていただく企業留置に寄与することにもなると考えているところでございます。さらに、I o T先端技術ものづくり企業を幸田町に誘致するための多くの情報発信がこのI o T推進ラボで可能となりますので、費用対効果は高くなると推察をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 人員体制は3名で、中央からの補助金もありますということで、また人づくり・ものづくりにおける効果もありますということでございました。

そうしますと、じゃあ、P l a n・D o・C h e c k・A c t i o nの観点から質問をします。プラズマの抗酸化イチゴは町内の農家で実証実験を事業化でやったわけですが、事業採算の面で打ち切りとなりました。大変残念なことであります。西尾の企業がそれを引き継いでくれるという形にはなりましたが、幸田町の農家、企業ではありません。プラズマ事業の反省は今回の地方版I o T推進ラボの事業に反映し、折り込まれているのかどうかについてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 地方創生事業の低温プラズマ抗酸化イチゴの装置開発等につきましては、内閣府のほうから地方創生交付金をいただいて事業を進めており、議員がおっしゃるとおり町内の農家さんに事業協力を求めているのですが、高価な装置であり、現時点においては採算性において厳しいというところで、そこにつきましては深く反省をしているところでございます。今回のI o T推進ラボは初期投資を必要としない人材育成事業を核にして、11月24日に開催しました第1回のI o Tセミナーには町内企業から多くの参加者をいただき、年明け1月と2月の2回に予定して



いるセミナーはもう既に多くの申し込みをいただいているところを御報告させていただいて、経費がまずかからない提案を今回はしていくというところで、前回のプラズマ酸化イチゴは継続して事業は進めていきますが、そういった意味で今回は費用対効果の最初の費用を抑えるところとして事業を計画をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 初期投資を抑えて、あるいは最小にして、人づくり・ものづくりから入っていくという事業スキームであるということで理解をいたしました。

地方版I o T推進ラボの事業を進めるに当たって、企業立地・企業誘致との関係において、一般論ではなく具体的にどのようなシナリオで幸田町にメリットがあるのか、もう少し具体的にメリットを説明していただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 幸田町内には多くの中小企業がありますが、いまだI o Tをしっかり生かしていない企業も多くあります。その企業の皆様方に入門版のI o Tを設置していただき、その企業がI o Tを活用し業務改善がなされることをシナリオとしております。地方版I o T推進ラボの国の所管である経済産業省商務情報政策局情報処理振興課からは、既に副町長からも回答いただきましたが、努力して少しでも成果を上げてくる地方版I o T推進ラボには、情報処理推進機構を通じ多くの支援を用意をするというように現在回答をいただいております。このような国から支援とアピールをしていただくようなことが幸田町における企業の誘致・留置に大きなメリットがあり、さらにメリットを今後出しやすいものであると、そのように認識をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 地方創生絡みといえますか、最近の国の事業ではK P I、数値目標というものが示されて、それに基づいて活動しなさい、また成果もフォローしますよという格好が多いわけですが、この地方版I o T推進ラボの事業については、K P Iはどのようにになっているのかお尋ねをします。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） こちらの幸田町地方版I o T推進ラボのK P I、目標でございますが、この3年におきまして町内から5つほどの企業がI o Tに取り組むというのを目標数値として行っているところでございます。先日、NHKにおきましてソニーイーエムシーエス幸田サイトにて、最新の人工知能を搭載をした犬型ロボットアイボを幸田町にてつくっているという報道もあり、そして現在新聞報道されましたが、幸田町にて全国初で自動走行のレベル4の実験が幸田町で行われる等、幸田町には現在多くの企業によるI o Tの推進による可能性事業が多くある、そういったところもこのK P Iの一つの附属として、現在我々とする期待をしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） K P Iは3年で5つの企業ということでございました。また、いろいろなマスコミでも取り上げられて、幸田町のステータスが上がっており、企業誘致に

つながるということを期待をしたいと思います。間口を広げ過ぎてテーマを絞り切れずにただ忙しく走り回るだけでは、私はよい成果は得られないと思います。地に足のついた仕事の仕方を実践して、効率よい無駄遣いにならないような活動、仕事をお願いして次の質問に移ります。

次の質問は、水道事業の経営指標の改善に向けた取り組みについてであります。水道事業は、水道法第6条によりまして市町村が経営するものと定められております。したがって、水道事業は独占企業と同じであります。民間企業であれば独占禁止法がありますので、競争原理が働くことによって自動的に価格競争や経営効率化、サービス向上などが行われるわけであります。

9月議会で平成28年度の水道事業会計決算書が認定をされました。まず、この決算内容について自己評価・総括をしていただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 企業立地監。

○企業立地監兼企業立地課長（志賀幸弘君） 先ほど議員が言われるように、テーマを広げ過ぎず絞り込んで効果を出すようにという御指摘を受けまして、私どもは現在国策となっているI・O推進事業が各省庁の補助事業メニューを用意しており、具体的には10分の10補助率となる総務省地域I・O推進事業のものを現在検討しながら、地に足をつけた幸田町に費用がかからず国の事業を誘致する、そのようなことをしながら今後推進していく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 平成28年度の総括は、業務状況といたしまして給水戸数は1万4,948戸で、前年比441戸3.0%の増、給水人口は4万594名で、前年比562人1.4%の増となり、年間排水量は468万451立方メートルで、前年比10万7,448立方メートル2.3%の増ということでございました。水道料金につきましては6億4,069万2,097円で、前年比1,564万6,802円2.5%の増となっております。財政状況といたしましては、収益的収支につきましては総収入7億7,539万6,581円で、前年比679万6,206円0.9%の増、総費用は6億2,581万7,239円で、前年比534万1,027円0.8%の減となっております。平成28年度の純利益は1億4,957万9,342円で、前年比1,213万7,233円8.8%の増ということでございます。収益と費用の関係を見る総収支比率及び経常収支比率はともに123.9%、前年比121.8%となり、100%を超えております。次に資本的収支につきましては収入総額1億3,406万7,723円で、前年比378万4,344円2.7%の減、また支出総額は3億9,767万8,609円で、前年比1,401万797円3.4%の減となっております。このことによりまして、平成28年度につきましては、給水人口の堅調な伸びによりまして収益が増加した結果、収支比率も良好な数値を示しております。経営的に安定している状況というふうに判断しております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 数字を伺う限りは順調な事業、決算内容だなというふうに思いました。

水道事業は、給水人口の減少、節水意識の高まり、節水型家電製品の普及などによりまして、1人1日当たりの水使用量も減少をしているというふうに全国的には言われております。この結果、水道事業の料金収入は減少し、料金値上げに結びつく可能性が高くなると一般的には言われておりますが、幸田町の場合は今後どのような状況になっていくと予想されているのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町においても、節水意識の高まり、節水型家電の普及などによりまして、1人1日平均排水量は減少傾向にあります。区画整理などにより給水人口は堅調に伸びており、年間総排水量も緩やかな増加傾向となっております。これにより現時点で料金改定の必要はないと考えておりますが、20年後、30年後といったさらに長期的な観点で見た場合には、給水人口の変化や老朽化施設の更新費用等、水道事業を取り巻くさまざまな要因の変化によりまして、今後料金改定も視野に入れてくる必要も出てくることもあるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 20年後、30年後を見た場合にはということでございます。

水道事業の経営課題として、設備の老朽化、更新の問題があります。幸田町は、平成28年3月に幸田町公共施設等総合管理計画をまとめて公表をいたしました。この資料によりますと、上水道管の法定耐用年数は40年であります。上水道の老朽化について、他の公共団体と比較して幸田町の場合はどのようになっているのか説明がいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 管路の老朽化の度合いを示す指標には管路経年化率があります。この指標は、耐用年数40年を超えた管路延長を割合で示す指標です。本町の平成28年度は33.44%、岡崎市が17.8%、西尾市が22.04%、蒲郡市が27.61%となり、近隣と比べるとやや老朽化が進んでいるという状況でございます。また、管路の更新につきましては管路更新率という指標があり、こちらの指標は当該年度に更新した管路延長の割合を示すものでございます。本町の28年度は0.48%、岡崎市が0.64%、西尾市が0.77%、蒲郡市が0.7%と比べてやや低い状況でございます。この管路経年化率及び管路更新率につきましては、本町では、近年についてはポンプ場等の施設更新を重点的に行っておりました影響で低い状況となっております。今後につきましては、主要管路に重点を置きつつ、計画的に老朽化した水道施設・管路の更新のほうを鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 経年化率が周辺の市に比べて幸田町の場合は高いということですが、そうしますと、私は、経営指標の改善・向上に向けて取り組む備えをするために、剰余金の積み立てを積極的に行うべきではないかというふうに考えるわけでございます。現在の剰余金が将来の設備更新に対してどのようにあるべきなのか、どのように考えてみえるのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 平成28年の利益、剰余金につきましては、先の定例会のほうで審議をいただき、剰余金処分計算書のとおり建設改良費に当てるための建設改良積立金に4,000万円を積み増したところということでございます。施設の更新費用につきましては、多額の費用がかかることが考えられ、この先20年、30年後、人口の減少社会が訪れたとき、そういったときに給水収益の低下を見越して、給水人口の増加に支えられる安定した経営状況にある今のうちから施設更新の財源に充てるべく、今後も計画的に剰余金を積み立てていくことが必要というふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 20年後、30年後を目指して、計画立てて積み立てを行っていたきたいというふうに思うわけですが、水道施設から家庭などに供給をしている水道水が実際に使用されて収益金となった比率を有収率というふうに言っております。この有収率は、水道事業における経営指標の一つであります。平成26年度に前年の90.8%から91.8%へ1%有収率が改善されました。そして、平成27年度にはさらに1.1%改善し、有収率が92.9%になりました。どのような対策をされてこのような改善がされたのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 平成26年度と27年度の有収率改善の要因につきましては、平成25年度、26年度の2年間にわたりまして全町の漏水調査を行い、漏水箇所を修繕し、漏水量を減らしたことにより有収率のほうが改善されたものであるというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） ○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 漏水調査を2年間にわたって実施した成果だというふうに理解をいたしました。

平成28年度は、平成27年度に対し0.1%ダウンの92.8%となりました。ほぼ横ばいと言っていいかと思えます。有収率は100%が理想であります。裏返しますと、漏水率がゼロということでもあります。漏水した分の1年間の水量と金額は幾らになるのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 平成28年度の漏水などによります水量につきましては24万5,800立方メートルでございます。県水の使用量の単価などから計算しますと約690万円ほどということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 漏水した分の1年間の水量は24万立方メートル、県に納めたお金が690万円、これが漏水した量と金額になるわけでございます。無駄に捨てられているということでございます。

漏水には、水道管から流れた水が地上にあられる地上漏水というものと、水道管から流れた水が地表に出ずに地下で流れ続ける地下漏水という2種類あります。年間、地上漏水はどのぐらいの件数があるのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

- 環境経済部長（鳥居栄一君） 平成28年度の地上漏水の件数が86件、27年度が77件、26年度は81件でございます。年間80件前後となっております。
- 議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） 年間平均しますと約80件ぐらいでありますということで、印象としてはかなりの件数が地上漏水があるのだなということで理解をしましたが、それでは、地上漏水は目に見える漏水であります、発見が容易であります。地下漏水は目に見えない漏水であります。したがって、経験を積んだ水道関係の技術者が特殊な機器を使って調査をしなければならないというふうに聞いておりますが幸田町における地下漏水の件数は年間何件あるのかお聞きをします。
- 議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（鳥居栄一君） 地下漏水の調査は毎年は行っておりません。平成25年度、26年度の2年間で幸田町の北と南のブロックにおきまして調査を行いましたところ、2年間で全町99件の地下漏水が発見されております。
- 議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） 地下漏水もやっぱりかなりの件数が出ているということでございました。
- 近隣の岡崎市、岡崎市は有収率が97.77%であります。幸田町の有収率は92.8%であります。この差は何によるものなのかお聞きをします。
- 議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（鳥居栄一君） 岡崎市につきましては、いわゆる直営で漏水調査や漏水修繕工事を行う専門部署というのがあります。市内を4地区に分けて、毎年漏水調査をして修繕を行っているということでございます。また、漏水調査により漏水箇所の多い管路を特定して、優先的に管路の更新も行っているというふうに聞いております。本町の漏水対策としましては、道路面等で漏水が発見されたときに早期に修繕工事を行うということで対応している状況ということでございます。また、本町は岡崎市のように定期的な漏水調査のほうを行っておりません。有収率が低下した場合に漏水調査を実施し、道路面にあらわれてこない漏水を修繕している状況ということでございます。こういったところが岡崎市との違いというふうに考えております。
- 議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。
- 6番（志賀恒男君） 岡崎市の場合は専門部署があつて漏水調査をしているということですが、規模の違いがありますので一概には言えませんけれども、幸田町としては、有収率の向上のため今後の取り組みはどのようにされていくのかお聞きをします。
- 議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。
- 環境経済部長（鳥居栄一君） 先ほども述べましたとおり、有収率を向上させるためには漏水量を減少させることが必要でございます。この漏水量を減らすに当たり、定期的に漏水調査を行い、漏水箇所を特定して漏水修繕を行ってまいります。なお、平成30年度と31年度に、次に漏水調査のほうを予定しているところでございます。また、漏水箇所の多い管路につきましては、管路の更新を積極的に行つて漏水のほうを減らしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 平成30年、31年で取り組んでまいりますということでありました。

福岡市では、漏水対策として市内全域の流量や水圧を調整する排水調整システムを1981年から導入をしております。市内の給水エリアをブロックごとに分割し、水圧調整を行うことで余剰な水圧を抑制し、漏水量の減少を行っております。幸田町ではこのような仕組みを導入できないのかどうかについてお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町におきましては、現状で福岡市のような給水エリアをブロック化して水圧調整のほうはしておりません。これは、幸田町では災害時や事故による断水時に断水区域の拡大を防ぐために排水管をいわゆるループ化してあること。また、街区の整備された市街地を多く持つ福岡市と集落の点在する本町とでは地理上の条件も異なることによるものでございます。給水ブロックごとの水圧調整につきましては、主要管路への電動弁、流量計、遠隔監視装置等を主要管路の要所に新たに設置することが必要となりまして、多額の費用のほうも見込まれます。直ちに導入するということは困難であります。今後の町全体のまちづくり等を並行して行われる管路の敷設がえを行っていく中で、給水エリアのブロック化についても研究のほうはしてみたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 福岡市とは規模の違いもあります。また、幸田町は非常時の災害の対応としてループ化して給水の冗長性を持たせているということで、一概に福岡市がいいというわけではないなというふうに理解をしました。

次に、I o Tを使って水道の自動検針や、将来は漏水が即座に把握できることを目指して、兵庫県の自治体が実用化の段階に入ったようであります。幸田町も将来に向けて研究・検討すべきではないかというふうに思いますが、考えをお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） I o Tを利用した水道メーターの実証実験は、議員も言われましたように兵庫県の一部自治体が検討を始めた状況でございます。実証を始めた状況でございます。どの程度の効果があるか現時点ではわからない部分も多くございます。今後I o Tを利用している事業者の取り組み状況などを注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 幸田町は規模が小さいので率先してやるというわけではない、あるいは難しいというふうに考えます。

次に、施設利用率について伺います。施設利用率は1日の配水能力に対する1日の平均配水量の割合を示しまして、施設利用状況を総合的に判断する上で重要な経営指標の一つとされております。施設利用率が低い場合は、設備投資が過大であるということを示しております。一方、施設利用率が100%に近い場合は、安定的な給水に問題があるというふうに言われております。愛知県内の水道事業者の平成27年度の平均は62.

9%であります。また、最高は81.8%でありました。幸田町においてはどのようなになっているのかお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 施設利用率につきましては、平成26年度が66.8%、27年度が66.5%、28年度が76.3%と推移しております。平成28年度の愛知県内平均値は現時点では出ておりませんので、27年度の62.9%と比較しますと県平均を少し上回る数値となっております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 今説明をいただきまして、平成27年度の幸田町の施設利用率は66.5%ということで、平成28年度は急に76.3%に向上をしました。どのような対策をされたのか説明を願います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 施設利用率は、1日配水能力に対する1日平均配水量の割合であらわします。この1日配水能力は、水道事業認可上の1日最大水量を採用しているということでございます。27年度は、1日平均配水量が1万2,495立方メートル、1日配水能力が1万8,800で66.5%ということでございましたが、近年の節水意識の定着や節水機器の普及、また過去の使用実績など水需要の減少傾向を反映いたしまして、平成28年度に認可一日最大配水量のほうを変更いたしました。このことにより施設利用率が66.5%、利用率になったということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） はい、わかりました。平成28年度に最大配水量を変更をしたということで、県からの配水を受ける量を変えましたということでございました。いいことだと思います。

水道の使用量は通常では急激に変動することはないというふうに私は思いますが、幸田町における施設利用率の数値が最も経済的となる最適数値は76.3%がベストなのか、あるいはさらに向上する可能性があるのかどうか、考えをお聞きをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 施設利用率を100%に近づけるにはこの水量を小さくするというところでございますが、夏場の水需要が多いときにこの水量を超えてしまう可能性があり、超過料金を課せられるリスクが高くなるとともに、水の安定供給に支障が出てきてしまう可能性がございます。施設利用率を100%に近づけることは水の安定供給、経済的にも大きな損失の可能性もございます。こういったことから現状の施設利用率がほぼ最適な水準であるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀君。

○6番（志賀恒男君） 現状の施設利用率がほぼ最適であろうということでございます。今後、経緯を、あるいは推移をウォッチしながら決めていただきたい、あるいは変更していただきたいというふうに思います。

電力業界では、電力会社による電力スマートメーターというのが既に世の中に導入をされました。現在、水道スマートメーターというもののシステムの開発が進行中であり

ます。各家庭の水道使用量の自動検針や水道使用量の見える化、漏水検知などを東京都、横浜市、神戸市、横須賀市の各水道局が連携をして実証実験を進めております。水道スマートメーターが普及するときが来るまで、地道に漏水対策を進め、有収率の向上に日々努力されることを要望し、質問を終わります。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今後も漏水調査を実施することなどにより、道路面等の表面にあらわれてこない漏水を事前に修繕し、有収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

またスマートメーターに関しましては、先ほども申し上げましたが、実証実験などに取り組んでいる事業者もございます。幸田町といたしましても、今後、費用対効果などで実績がある事例の報告等を注視して検討していきたいというふうに考えております。今後も持続可能な水道事業に努めてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 6番、志賀恒男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時05分

---

再開 午前10時15分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、中根久治君の質問を許します。

8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告しました順に質問をします。

初めにお断りしますが、現在歯の治療中でありまして多くの歯が抜けております。聞き取りにくいことと思いますが御理解ください。

今回の質問は2つになります。

1つ目は、国の国政の変化に伴う時局にどう対応するかでありまして、もう1つは、自治体との時局にどう対応するかであります。簡単に言えば、時の話題について町としての見解をいただきたいということになります。

初めは、北朝鮮のミサイルが飛んでくることで話題になっていますJアラートについてお聞きします。Jアラートはことしの流行語大賞にも入りましたが、わかっているようでわからない言葉ですので、お聞きしたいと思います。

まずは、幸田町のJアラートは、いつ誰が操作して鳴らすのか。また、どこからどのような指示が出て鳴るのか。避難しなさいなどの発令権者は誰なのか。基本的なことですが、お伺いしたいと思います。お願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） Jアラートということで、ことしは何度も耳にしているということでございます。このJアラートについてでございますが、全国瞬時警報システムということで、例えば弾道ミサイルの情報などの国民保護に関する情報、また緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報が国の消防庁から人工衛星を介し、



各市町村に瞬時に送信をされるシステムというふうになっております。このJアラートによりましてミサイル情報を受信した場合、こちらにつきましては防災行政無線とそれからこうしたタウンメール、こういったものが自動的に起動をいたしまして、町民の皆さんに周知をされます。なお、幸田町の防災行政無線につきましては、国の消防庁から受信した後、約3秒後に自動起動するというような形になっておりまして、職員の手を介さず発信されるというものでございます。また、11月14日には全国一斉のJアラートのシステムの受信テストというものが実施をされまして、本町におきましても受信から防災行政無線の吹鳴、それから役場の庁舎内放送、メールの送信、こういったものまでシステムが正常の作動したということを確認をしているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、避難しなさいというような避難指示その他の発令権者は国の消防庁ということでよいのかどうかの確認をします。

Jアラートは北朝鮮のミサイルだけでなく、今話がありましたように大きな自然災害が目前に迫っている状態でも作動します。国は、ことしになって、今ごろになってというのですか、南海トラフの地震予知が難しいと言い出しました。幸田町として具体的にはどのような事態を想定して、誰がいつこの作動に対応されるのかについてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 避難の指示を誰が出すのかということでございますが、Jアラートによる避難指示につきましては、消防庁から直接出されるということになります。例えば大津波警報、こういったものが発生したときには、大津波警報が発生されました、海岸付近の方は高台に避難してくださいというような放送が流れると。これらも自動的に流れるというものでございます。あと南海トラフの関係につきましても、こちらにつきましても緊急地震速報というような形で大地震の情報が流れるというような形になっております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 町のホームページを読みますと、Jアラートが作動したときの場合の町民のとるべき行動についての呼びかけがございます。その中で、行政からの指示に従って落ちついて行動してくださいとの一文が入っております。あつという間に弾道ミサイルは飛んできますが、その対応について行政からの指示に従ってとは何を意味するのか疑問であります。ここで言う行政からの指示とは具体的にはどのような内容なのか、いつこの指示が出されるかについてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 幸田町のホームページには、弾道ミサイル落下時の行動等についてということでページを掲載をしております。この行政の指示というものにつきましては、個別の事態の状況に応じた指示、情報を提供することが重要であるというふうに考えておりますが、具体例といたしましては、例えばミサイルが発射された情報ということにつきましては、「ミサイル発射、ミサイル発射、北朝鮮からミサイルが発射されたもようです。建物の中または地下に避難してください」と避難指示を行います。これ

はJアラートのほうで自動的に指示が出されるというものでございます。また、ミサイルが通過したときには、通過した旨とそれから落下物への対応について周知をするというところで、そのほかにも個別の事案に対し適切な行動を促すように対応しております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） そうしますと、ここで言う行政というのは、これは要するに幸田町なのか国なのか、どちらのことなのかちょっとわかりかねますので、再度お願いをします。

それから、Jアラートが確実に作動するか、またはしないか。やってみなくてはわからないと思いますが、続いて2つのミサイルが飛んできたらどうするかというような、実際に弾道ミサイルが飛んできて、Jアラートが作動するときの具体的な対応策というのは町として用意されているのかどうか。町民の安全安心のために、Jアラートがただ不安をあおるようなオオカミ少年になってはいないか、現状の認識についてお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） まず、この指示はどこがするものなのかということでございますが、Jアラートに関しましては国が直接出すというもので、町が具体的な指示を出すというものではございません。国からはそういったJアラートの情報というのが流れますが、その後の個別の指示となりましたら町から出す部分もあるかと思いますが、基本的にJアラートから流れるものは国の指示というふうになっております。

それから、逆に不安をあおるようなということではございますが、例えばミサイルに関しまして、例えば通過するだけのケース、こういったケースも当然あります。いろいろなケースがございます。そういったケースに住民の方が慌てないようにということ。慌てていろいろな行動をとってしまうということもございますので、少なくともどういった行動をとるべきなのか、最低限ですね。例えばミサイルが直撃した場合、これは避けようがないと。これは住民を守るということは不可能なんですけど、例えばある程度離れたところに落ちたようなケースであれば、一般的には爆風、こういったものの被害というのが予想されるということになります。ですから、そういったものであれば、例えば窓から離れるだとか、少しでも窓がないようなところ、こういったところに隠れると。ミサイルの場合ですと多少は時間的な余裕もある。例えば屋内に避難する時間もあるということでございますので、少しでも安全を確保していただくというためにこういったJアラートでお知らせをする。それから、こちらのほうも周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 具体的な対策としてはどこかに隠れるというような話がありましたが、お聞きしたかったのは、具体的に例えば防空頭巾が配られるとか、そういうことはあるのかということをお聞きしたかったわけでございますが、町として何かそういった対応物があればお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） あくまでもこのミサイルに関しまして防空頭巾を配ると、そこ

までのことは考えておりません。実際にミサイルが飛んできたときというのはいろいろなケースがありますけれども、いざというときに少しでも安全を確保していただくということで考えておまして、実際に、それじゃあ、すぐミサイルが飛んでくるのかと、幸田町に向かって飛んでくるのかということに関しましては何とも言えないというところがございますので、防空頭巾を配布するというような対策をとるまでは考えておりません。あくまでもこういった形で災害から逃れてくださいという周知にとどめるというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ありがとうございます。ミサイルが飛んでこないことを祈っております。

次は、核のごみの最終処分地の話題です。科学的特性マップというマップが公表されました。何種類もこのマップがありますのでわかりやすいと思う反面、幸田町に限って見ると、実によくわからないのがこの科学的特性マップであります。科学的特性マップに関する意見交換会というのが10月の下旬に名古屋で開かれました。参加者63名ということでしたので、とても少ないですね。ただ、話題になったのは、この63名やそういういろいろな各地で行われる意見交換会のための人集めに日当を払って人を集めたというのがマスコミで伝わっております。幸田町としてもこの核のごみの最終処分地というこの会議に参加されたと思いますが、その内容も踏まえて、幸田町は将来核のごみの最終処分地として適しているのか、不向きなのか。将来、核のごみの最終処分地となる可能性はあるのかないのか、理由も添えてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） このマップにつきましては、ことし7月28日に経済産業省のほうから公表されたものということでございますが、このマップに対する意見交換会としては、愛知県では10月25日に一般の方々を対象として開催されております。自治体に対しましては9月、それよりも1カ月ほど早い9月26日に同内容にて事前説明がされております。本庁においても担当者のほうが出席しております。内容につきましてはマップの説明ですとか、処分の方法についての説明などが行われております。この中で核のごみにつきましては、地下深くの安定した岩盤に閉じ込め、地上から遮断する必要があります。そこで、日本全国を科学的特性などをもとに4つの地域に区分し色分け、科学的特性マップとして公表されたということでございます。

この4つの区分につきましては、まず①として火山・断層活動、隆起・侵食等の影響を受け、好ましくない特性があるとした地域をまずオレンジ色に塗ってあります。②として、廃棄物が地下300メートルより深い安定した岩盤に埋設される必要から、鉱物資源などがあり、将来掘削の可能性があり好ましくない特性があるとした地域をシルバー。③として、前述①②以外の地域で、好ましい特性が確認できる地域をグリーン。そして、④として、廃棄物の安全性を考慮し、輸送面でも好ましい沿岸部に近い地域を濃いグリーンで表示したというものでございます。

マップのほうを見ますと、日本全国ほぼ全ての沿岸部に近い地域はこの④の濃いグリーン地域となり、本町においてもここに該当するというところでございます。なお、愛

知県三河地域、この地域におきましては豊橋、豊川、田原、蒲郡、岡崎、西尾、安城、碧南、知立などが本町と同じこの濃いグリーン、④に該当する地域となっております。しかしながら、国によりますと、今回のマップが科学的特性を確定的に示すものではなく、今後さらなる調査も必要とのことをごさいました。そして、今回の提示は、処分地選定に対する調査や受け入れのお願いとは全く別のものであるという説明でもありました。今後、仮に調査のお願いをするにしても、過去の文献調査・概要調査から精密調査までに約20年は必要であり、そこで適当と判断されてから初めて候補地としてのお願いをするということをごさいました。このマップの公表は、今後の長い道のりの第一歩という説明をごさいました。こういった国の説明などから、現時点では自治体として積極的に候補地として手を挙げない限り候補地となる可能性はないというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この科学的特性マップの幸田町の部分を拡大をしてみますと、今話がありましたように濃いグリーンがずっと覆っておりますが、中に残念なことにいわゆる三河地震で発生した例の深溝断層の中の流れ、足跡については、これはいわゆるオレンジ色がかかっているようにこの地図では見られますので、その部分についての確認があったのか、または説明があったのか。深溝断層をどのように評価していたのかについて、説明があったかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 深溝断層を特別に説明したということをごさいませんが、議員が御存じのとおり、全国には断層のほうは数多く存在しております。マップ上でも深溝断層は確認できるわけをごさいますので、深溝断層が存在する一定のこういった地域につきましては、先ほど説明しました区分で①のオレンジ色に色分けされます。断層沿いの片側105メートル、両側210メートルの地域はこういった選定されるには好ましくないとされる地域に該当するというごさ解釈しております。しかしながら、先に申しましたように、これはあくまで客観的かつ科学的な事実を示したものに過ぎないというごさごさいますので、これをもって確実に判断するものでもないということごさありました。ただ、普通に考えれば、こういった好ましくないところを選定するというふうには考えておりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 次の質問にいきたいと思います。

初めは小選挙区の区割りの問題です。自分たちが住んでいる地区の代表から代議士と呼ばれる国会議員になるものだと当たり前のように私は思っておりました。それが突然変わりました。西三河に住んでいる人が西三河地区の代表を選ぶのが代議士であるというふうには私は思っておりましたが、それはどうも思い違いなのかもしれません。今は違いますよね。初めに、今回の選挙では、町民は代議士を選んだと言えるのかどうかについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今御質問の選挙区、国政の関係でございすけれども、広域的

なつながりという観点もございますので、企画部のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

この1票の格差の関係から2票を超えてるということが憲法違反と、違憲状態ということから、昨年の5月にこの衆議院の選挙区制度改革関連法に基づいて区割り審議会が行われて、4月19日に答申があったというような状況でございますので、そういった中で今回幸田町は愛知12区から愛知14区へという形で、2.02倍であったものが愛知14区であれば1.11倍という形での選挙区になったということでございますので、そういった部分での区割りの変更に基づいて、そういった選挙が今回の施行に基づいて実施されたということでございますので、国の制度に基づいて行って、その中で代表を決めてきたという形でございますので、そのように理解しております。

以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私の今の質問は、今回の選挙では町民は代議士を選んだと言えるのかどうかということについてお伺いしているわけでございますので、見解をお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今答弁させていただいたように14区としての選挙区でございますので、その中での選挙制度に基づいて取り組んだということでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） ちょっと言いにくい部分ですので、話をちょっとそらして次にいきます。

半年前の4月に、幸田町は12区のまま継続するように見直しを求めて要望書を総務省に提出されました。この要望書の意図と内容、そしてそれに関してどのような反応があったのか、なかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今こういった形で4月19日に勧告があり、国のほうはそれに基づいて法律を変えるかどうかという判断になったわけですが、我々幸田町としては、新聞報道も受けながら4月20日に愛知県の選挙管理委員会のほうへ内容を確認した上で、4月28日に総務省へ要望書を出させていただきました。内容としましては、今、議員が言われるように幸田町は岡崎、西尾市と同じ西三河に位置し、警察とか医療とかごみ処理とか消防業務、また防災・防犯活動等の多くの行政運営とそういった施策について広域連携をしているため、12区が継続されるように御配慮をお願いしたいというのが要望の内容でございます。その国の反応につきましては、特に反応があったというわけではなく正式回答もございませんけれども、この要望の意図としましては、今回の突然の勧告、また法律施行を含めて住民が困惑しないかどうかといったものが懸念されていたということと、今回の勧告は数値上の問題ということからもあって、次期の大規模国勢調査ではまた再び大幅な見直しが控えているのではないかとということも踏まえて、幸田町としてはそういった抜本的な見直しも含めた布石を置くといったような意

味合いでもってこの要望を出させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 4月20日の中日新聞の記事によりますと、町長は簡単に承知できない、憤るというふうに書いてあります。寝耳に水だったとも書いてあります。怒りが随分伝わってまいります、そのほか懸念も示された要望書に繋がったと私は思います。それから選挙までの半年間、区割りの見直しについて何の動きもありませんでした。町長は今でも簡単に承知できぬことであり憤っておられるのかどうか、それとも、もう未来思考で前向きに妥協されていますか。これからどうするかについてお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この件につきましては、寝耳に水ということであったわけでありますけれども、現行法規制、法律が施行されまして、それに従うしかないという状況下の中におきまして、今後愛知16という新たな区割りができるということも話にはございます。そのときにどのようなまた区割りがなされるのかということも一応考えておきまして、ただ先ほど申し上げたように、やっぱり文化と経済圏が同じ地域が1つの区割りとしてあることが最良であろうというふうに思っておりますけれども、今回におきましては新たな区割りということで、それはそれとして従いながらやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 幸田町は愛知県行政の西三河に属しております。ですから、仕事の面でいえば、ほとんど西三河総合庁舎が中心となって幸田町もそれとコラボしながら進めていくこととなります。決して東三河県庁ではございません。なのに、国政の代表としての代議士は、東三河の人を選ぶ。このゆがみについて解消しなくては、ゆがみがひびきに変わっていくと私は思っておりますので、果たして、本当にこの代議士を選んだのかという気持ちがあるかないかの部分がどうしても心に残ってきます。このひびきについての御見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 町長が申し上げたように、今回のこういった区割りについて、公職選挙法の改正が4月19日の勧告でもって、6月9日に国会で可決されたという1カ月強で成立し、また、6月16日には公布、また、その1カ月後、7月16日には法律の施行という形で、それ以降の選挙については適用されるというような形で急ピッチに大変速いスピードで進められたということで、これも寝耳に水ということでございますけれども、その中での附帯議決の中に、やはりこういった住民の混乱というものも前提としてあるものですから、附帯議決には、その周知徹底を図ることというようなことが叫ばれておきまして、そういったものを周知徹底しながら今日、今回の選挙にも臨んできたということでございます。そういった中でも、幸田町行政としては、その施行後も、選挙までの間も、12区と14区のおつき合いをしながら、いろいろなイベントも含めて、式典も含めて、それぞれの代議士にお願いをしながら事業を行ってきたわけですね。

れども、そういった、今後の法適用され、今回の選挙後の今後の動きについては、そういったゆがみとか、そういった面も懸念されるわけですがけれども、また、県議会議員との関係も含め、ゆがみもありますけれども、こういったものをそういった国政の中でもございますので、幸田町としては、その12区、14区、全体の中での中間の箇所にあるわけですので、そういった部分の広域的な行政、そういったものは西三河を中心に、また東三河とも連携をしながら行っていきたいというような考え方で、そのゆがみを行政としては解消していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 今、言われましたように、その東三河の人と代議士と我々が呼ぶというふうな答弁がございましたけれども、あくまでもこの代議士というのは、それはやっぱりその幸田町の属する行政の地区から出した議員、国会議員のことを代議士というのだらうと、私はそういうふうに自分では今までずっと定義づけてまいりましたが、ここで一度、今度は確認のために代議士の定義について再度お願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 衆議院選挙に例えますと、やっぱりそういった選挙区での選出された議員、代議士という形での部分でございますけれども、ただ、これは選挙制度の中でのことでございます。全国的なそういった区割りの中でのことでございますので、また、行政としても、今、西三河との高い深まり、かかわりがありますけれども、これは東三河とも関連がないわけではないですし、実質、そういった東三河、東西三河の関連する行政を行っておるわけですので、そういった分の広域行政という立場からすれば、こういった代議士についての選出については、これはいたし方ない考え方だと思います。以上です。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まさに、この未来志向で前向きな妥協かというふうに私は聞き取りました。

要望書である以上、これは住民の声などを聞かれたと私は思いますが、どのような方法で住民の声を受けとめられましたか。また、次の選挙では、選挙区の区割りはどうあるべきとお考えでしょうか。報道では、選挙区が割れることで行政の結びつきや流れが変わりかねないという懸念されているようですが、具体的にはどのような変化を感じておられましたか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 今、申し上げたように、急遽、そういった形で報道を受けて要望させていただいたということでございます。そういった面では、実際に区割りに対しての対応は、抜本的なその改定を望むというような形の要望を今後していくことになるわけですが、実際に住民の声という形では、特にそうやって急いで取り組んだ分、1カ月という中の国会可決の中でございますので、1日も早く、そういった問題提起をする意味があるということから、町として要望を28日に出させていただいたと、1週間強で出させていただいたと。その間の住民要望、そういったアンケートとか集会を設けるというような形ではございませんでした。ただ、今回、新聞報道も含めて、住民の

方の御意見をいただいております。住民の声の中には、その14区の広大な東三河独自の地域行政で声が届くのかとか、西三河との連携がこれまでどおり続けられるのか、さらに投票率が下がるのではないかと。また県議会とのねじれとか、そういったようないろいろなさまざまな心配の声をいただいた部分を加味しながら、この要望書を出させていただいたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 実施前に心配されたことに対して、実際の投票構造の分析結果によると、4月の態度表明と現在の認識について多少の違いがあるのではないかというふうに思いますので、その違いについて現在どのように認識されておるかということ、今、答弁がございましたが、改めて再度お願いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 選挙結果の分析ということでございますので、選挙管理委員会の立場から答弁のほうをさせていただきます。

選挙の実施前の段階におきましては、この12区から14区に選挙区が変わるということで、現職の顔も知らないだとか、誰が立候補するかわからないし、誰に入れていいかわからないなどといった御意見を個人的にはいろいろな場面でお聞きをし、投票率の低下を心配しておったということでございます。そのような中で実施をされました衆議院議員総選挙でございましたが、選挙の結果につきましては、投票率が63.87%で、前回の平成26年の投票率、66.48%、2.61ポイント下回ったということでございます。投票日当日の台風とか、この選挙区の変更など、いろいろな要因があったということで、いろいろな要因の可能性はあるということでございますが、それが、その要因が特定ができるほど大きく投票率に影響したとまでは分析ができないということでございます。

また、これらの要因があったにもかかわらず、大きな投票率の下落とならなかったということにつきましては、大変ありがたいことというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私もこの選挙の投票率はかなり下がるだろうと思って、しかも第7投票区、深溝小学校区は、これは上がるだろうと、私は予想をしておりましたが、見事に今回も最下位でございました。もう1回、問題点を認識していきたいというふうに思っております。

最後に、島原市との姉妹提携への対応についてお聞きしたいと思います。

私は、この島原市との姉妹提携は本当に心待ちしていたことでありまして、文化の交流が進めばうれしい限りでございます。町長の決断には本当に敬意をあらわしております。そして、何度も何度も島原を訪問された副町長を初め、努力された皆さんには感謝をしております。とりわけ幸田町の文化協会会長として、島原の交流に尽力されました高須会長の御葬儀が今、この時間に行われております。高須会長の御尽力に深く感謝をしまして、御冥福をお祈りしたいと思います。これからは、島原との関係を含めて、少しお話をお聞きします。

最初ですが、深溝松平家についてですが、何よりも両市町を共有する深い深溝松平家



であります。深溝松平家の歴史はいまだに定説とならない部分が数カ所あります。例えば、深溝松平の初代は一体どこから来たのか。二代好景はいつ亡くなったのか。いろいろな説がいまだにあります。手始めにこれを共同研究することで、姉妹都市に課せられた課題、共同研究することが島原姉妹都市に課せられた課題と思いますが、共同研究の推進についてお考えをお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 島原市との共同研究の推進についてのお尋ねでございます。幸田町と島原市、両市町が共有する課題がある場合には、議員、御提言のように、それぞれが持つ記録や調査成果、そして、担当職員の知識や能力を合わせて共同研究することが、とても有益であり、将来的にはあり得ることだというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この共同研究といっても、資料、その他ほとんどが島原にあるわけですので、こちらから出向いて、やっぱり真摯に、やはり深溝松平のことについては研究を進めていただきたいというふうに私は思っております。よろしくお願いをします。

今回の、この島原との姉妹都市提携が、幸田町としては初めての姉妹提携と紹介をされております。ところが、幸田町はカンボジアのシェムリアップとも友好に関する覚書を提携しております。これは、姉妹都市提携とは違うのか。その違いについてお聞きします。

○議長（杉浦あきら君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 国際交流カンボジアとの関係でございますので、こちらからお答えさせていただきますけれども、このカンボジアにつきましては、愛・地球博、2005年、平成27年ですね。一市町村一国フレンドシップ事業におけるパートナーとして幸田町がカンボジアの担当ということで、その万博後もライオンズとか国際交流協会など、民間ベースによる草の根交流が進められたということから、5年後、平成22年ですけども、いわゆるフレンドシップ提携をシェムリアップ州と結んだということでございます。友好に関する覚書という形でございます。これは姉妹提携としての、姉妹都市としての締結ではなくて、友好交流のためのいわゆるフレンドシップ提携という形で、万博から10年という形で、5年、10年という形で、経過的にも最も浅く、また、海外都市とのそういった姉妹都市提携というのは今のところ考えていないというところから、フレンドシップ提携という形での姉妹都市との区分けをしております。一方、島原市につきましては、御存じのように380年の歴史と、また700キロの距離を超えて、そういった結ぶ、今回初めての姉妹都市提携という形になったということでございます。よろしくお願いをします。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） よく理解したといえますか、理解できたような気がしております。カンボジアは片仮名のフレンドシップ、島原は漢字の姉妹都市ということで使い分けをしておるといことだそうでございます。漢字と片仮名の近いだったんだということがわかりました。

一つ興味深い記録がございます。1998年、平成10年でございますから、今から

約20年昔ですね。深溝の本光寺をスタートとするマラソンがありました。深溝から桑名、京都福知山、岡山、広島と走っていきまして、10日間かけて長崎県の本光寺、島原本光寺をゴールとした、とても長い長いマラソンがありました。そして、このコースは全部深溝松平のゆかりの町を通るマラソンでございました。このころの本光寺というのは今ほども注目されていなくて、ほんの数点の町指定の文化財があったというだけの普通のお寺でしたが、ゆかりの島原と結ぶマラソン大会が企画されて、それが実行されました。先ほど言いました平成10年4月4日のことでございます。

しかも、このマラソン大会の企画の窓口が幸田町の、または島原市の教育委員会でした。当時の教育委員会の課長さんは誰かなと調べると大須賀課長でございました。大須賀町長であろうと私は思っておりますが、でした。いずれにしても20年前に両市町の交流は既にもう進められよったと。そのことが現在の提携につながったのではないかと私は思っております。まさに教育委員会が姉妹都市提携の先駆けとして活躍されていた時代があったのだと。そういった資料が現存すると思しますので、その公開をしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） お尋ねのマラソンにつきましては、当時、駒沢大学の有志によって企画をされました徳川ウルトラマラソン1,300キロの旅というイベントのことかと思われま。御推察のとおり、その大須賀課長というのは現町長でございますけれども、その町長初め、当時の社会教育課の担当や、その他、関係をしそうな職員に聞き取りをしましたが、皆、そのようなイベントの記憶はないということでありまして、残念ながら関係資料も全く残っておりません。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 記憶なし記録なしはどこかで聞いた言葉ですが、そういう状態ですが、少なくともそういう民間ベースのそういった交流が20年前にあったのだと。そのことがこの先駆けとなった部分ではないかと私は思ったわけですので、できればそういうことがあったということはどこかに記録として、やはり残しておいていただきたいというふうに思いまして、丸っきり消し去ることではなかろうというふうに私は思っておりますのでお願いをしたいと思います。そのことについて再度お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 過去のイベントとしての記録、記憶はないということは、これは事実で仕方ないことであるかと思えます。ただ、この一般質問の場で議員がお尋ねをいただきまして、教育委員会としても知りえる限りのことを調べて答弁をさせていただいたりということで議事録上記録が残るということで御勘弁をいただけたらと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 議事録にこういう質問があったよという記録が残ると中根が聞いたと。いろいろな僕の失言その他も残っておりますが、同じように残っていくということになるかと思えます。そうではなくて、やっぱり島原との交流を深めていこうとするならば、こういった努力があったのだということがどこかにとどめ置くことではないかというふうに私は思っております。

そのことを気にしながら、また次の質問にまいります、1カ月ほど前の11月4日です。土曜日でしたかね。これが幸田町のおもてなしの心かと思うような、私にとっては驚くべき場面を体験しましたので、その例に従って質問をします。

11月4日に本光寺の本堂の前で、ちょっと済みません。しゃべりにくいのですよね。本堂の前で島原文化連盟の島原七万石踊りが奉納されました。これは、島原文化連盟から派遣された島原七万石踊りを、島原七万石を踊る会が深溝の松平歴代藩主の墓所で踊りを奉納するという長年の念願の出来事でありましたので、踊りを奉納された方は、これは本当に長い間、深溝へ行って、島原の七万石踊りを奉納するのだという、そういう思いで島原からわざわざ来ていただいております。この踊りはもう御存じかと思いますが、60年ほどの伝統のあるこの踊りでありまして、深溝松平の功績を歌い込んだ歌詞。その歌詞の作者は、島原の子守唄をつくられた宮崎康平さんです。踊り手と歌い手を合わせて20名ほどが踊っていただきました。

そこまではとてもいいのですが、初めにお聞きしたいのですが、この島原七万石踊りの一行はどういう費用を使って、日程の面でどのような形で幸田町に来られたかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、先ほどの記録の件につきましては、今は島原市との文化財を通じた交流というのが教育委員会の一つの業務となっております。そういう点で、過去において、そういうイベントがあったということは担当のほうでそういうことも過去においてあったのだということで記録、記憶していきたいと思います。

それから、今、お尋ねのありました先日の島原七万石踊りの方々が幸田町へ来町された件でございますけれども、費用については島原市、島原市の中で市が出しておるのか、踊りのチームが出しておるのかということとはつかんでおりませんが、島原市側の費用において見えたということで、日程につきましては11月の4日、5日、土曜、日曜、の一泊二日の行程でございました。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） このとき、その本光寺へ行きまして、この踊りを見させていただいてとても驚いたのですが、見学者の数、ほとんどいないと、住職、副住職、奥さんを含めて一般参加者は10名以下というのが、当日、私がカウントした数でございます。それも住職の奥さんが急遽、近所の人に呼びかけて集まっていた方でもございました。

私はこの企画を島原の方から手紙をいただいて、前もって知っておったものですから、見にいきましたが、地元住民にもこのこういったイベントがあるよということは知らされていなかったようであります。広報誌にもこの企画についての紹介はありませんでした。そもそもこの本光寺での島原七万石踊り、七万石踊りというのは非公開だったのか。この一行が本光寺に来られることへの町民への周知はどの程度のものであったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、島原七万石を踊る会の本光寺の初日、11月4日、土曜日の件でございます。今回、この踊る会の方々が幸田町を訪問される第一の目的という

のは姉妹都市提携を経過するとともに長年の念願であった島原藩主深溝松平家の菩提寺であります本光寺において島原七万石踊りを奉納をするということがメインの目的ではございました。議員、当日ギャラリーが少なかったということでの御指摘でございましたけども、受け入れ側の町といたしまして、非公開ということは考えておりませんでしたけども、イベントとしての位置づけはしていないということで、とにかく島原の方々が本光寺での奉納については厳かに奉納していきたいという事前の調整であったということで特に周知・PRはしていないということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 当日は、今言いましたように10人以下でございまして、ここに見える方々も1人も参加をされておられません。それは周知されていないからだというふうに思います。

10月11日に、その姉妹都市提携を結んで1カ月もたたない、その状態の中であのおもてなしは一体何だろうと。その姉妹提携調印のときのおもてなしはすごいものでした。これは向こうへ僕も行かせていただいて向こうもすごかったし、幸田町もすばらしい。それがまだ1カ月もたたない11月4日になって、町の方も誰も来てないと。そういう状態、地元の方も誰も参加しない。それで、その島原七万石踊りが本光寺で奉納されたのだということは、とてもこの対応振りの変化に関してはびっくりするような気がしまして、これが幸田町のおもてなしの気持ちなのかということを感じました。

その後、この島原の新聞が私のところに送り届けてくださいました方がいまして、島原の新聞を見ますと、このちゃんと、今、厳かに、ひそかにという話でございましたがそうじゃなくて、島原のほうの新聞ではちゃんとこれは大々的に向こうで報道をしております。幸田へ行って、こういう踊りを奉納したのだということが写真つきで報道されております。この写真を見ると、これは実によくわかるのですが、周りの人は誰一人写っていない。写っていないとか写しても写らないという状態でございますので、そういう状態の写真が島原の新聞に載っておると。これは幸田町へ行って本光寺で踊りを奉納したということを向こうが伝えておるわけですが、こういう歓迎の仕方であると。これどう思われますか、この現実について。再度お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） はい。本光寺への訪問時。職員誰もいないという御指摘でございましたけども、教育委員会、生涯学習課長以下三、四人が現場にはおりましたということでございます。

それから、今回、事前の調整の中で厳かに奉納したいということでしたので、あえて積極的な周知・PRはしていないということでございます。ただし、一泊二日の行程中の初日の午後の本光寺の場面では厳かにということで、そういう受け入れ体制でしたけども、その日の夜については皆様方の宿泊会場で幸田文化協会主催によります両市町の交流会も行っておりますし、もともと日程は特にどこという御希望はございませんでしたが、せっかく来ていただけるなら幸田町民に広く見ていただきたいということで11月5日には文協の文化祭があると。そこに合わせて来ていただければ御披露の場を設けることができるという町政の上で、その日に来ていただいたということで、今回訪問

全体としては、そういう精いっぱいを受け入れをさせていただいたというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） その、厳かにですというような話はございましたけども、やっぱり、その島原からわざわざ20人の団体が幸田町に来てくれたと。調印から1カ月もたたないうちにですよ。それで、地元住民にも誰にも周知されない。もちろん生涯学習課の何人かの人に来ておりましたがほかの人一切なしと。歓迎の言葉もなければ、もう一切そのマスコミも来ないという状態で、果たして幸田町がこれから島原市とうまく友好提携をやっているのかと。民民の世界になったら、まるで俺たちは知らんよと。そういうことにならへんかと。幸田へ行っても出迎えの人誰もおらんじゃないかと。そういうのがこれの、今回の11月4日の本光寺へ来たときの実態なのですよ。向こうでは今言われたように向こうの新聞には昼から夕方というのですか、幸田町は盛大に私たちのことを歓迎してくれたと。どういう方が出席されて、堂々、交流会もあったということを書いてありましたが、現場は一切ないと。これはやっぱり幸田町のおもてなしの考え方、島原市との友好提携のあり方、今後のおつき合いの仕方の部分で僕は一つ問題点があるというふうに思っておりますが、これをよしとされるという答えというのは、とても私の納得できることではないので、その辺のことについて再度きちっとした答弁をいただきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 一泊二日の行程の中での初日の午後という、ピンポイントにおいてはそういう状況であったということでございます。

初日の夜、2日分にかけては精いっぱいのことをさせていただいておるということで、帰られるときも町長を初め、教育長、私どもも帰りのバス、手を振ってお見送りをさせていただきました。中には、幸田町の歓迎ぶり、おもてなしぶりに感きわまって涙を流しておる方も見えました。また、後日、島原七万石を踊る会の代表者の方、また島原市の文化連盟の会長様からも御丁寧なお礼状もいただきましたし、その後、11月20日に島原市の教育長が幸田町へ来町されました。その際も、そのときは大変な歓迎、おもてなしをしていただいてどうもありがとうということをしていただきました。という点で、実際に来ていただいた方については十分喜んで帰っていただいておるというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） 私のところにも、今の言われた方々からのお手紙をいただいておりますが、実際にその本光寺での、本光寺に来たいというのが目的で来たわけですので、その地元にも何も知らせないと。まして、議員にも何も言わないと。区長にも何も言わないで本光寺に来たと。これでは地元としてどういうふうに町のおもてなしを考えればいいのかというところに疑問があるわけですよ。そうでしょ。せめて何月何日にこういう人が来ますよということが里区なら里区、深溝なら深溝の学区にそういった耳打ちがあれば、それはやっぱり島原からわざわざ本光寺に来てくれるのだから、見に行こうじゃないか、歓迎の気持ちをあらわそうじゃないかということが出来るわけですが、もう

一切それがなしで今回やったということは、これは一つ、僕は大きな問題だろうというふうに思いますし、島原の新聞の写真がそれを象徴しておると、私はそう思っておりますので、ここは町として反省すべき点であろうというふうに思っておりますが、反省すべき点かどうかについての見解をもう一度お願いします。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 受け入れの仕方としては、事前に調整をしたとおりの受け入れの仕方をしたということでございますけれども、議員が危惧される思いもわかりますので、今後受け入れるについてはどういう受け入れの仕方をするのが最善であるか、また検討していきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） まあ、これが一つの前例となっていて、いろいろな形で交流が深まっていくかと思いますが、町の受け入れ体制というものがあるべきだという部分は、それは町ではなくて、町民のという部分も意識した受け入れ体制交流というものをつくっていくように私は思っておりますので、そういったことの点がまるっきり欠けておって、それでもいいのだというのでは私は町の認識としては、これはおかしな話だというふうに私は思いますが、これを企画した責任者はどなたか知りませんが、その方の答弁をいただいで終わりにしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 企画といいますか、向こう、島原市の踊る会から訪問したいという申し入れは教育委員会のほうにございましたので、私のほうから最後のお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、とにかく幸田町と島原市の間柄、せっかく順調な滑り出しをいたしました交流事業であります。議員が危惧されるようなことが今後の活動の中で起こっては大変ですので、これからもおもてなし、友好的で姉妹、家族的な受け入れの気持ちを持ってお迎えができるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根君。

○8番（中根久治君） この島原とのせっかく友好提携が結ばれて、これから本当未来志向で島原との交流がうまく進んで、文化の交流も進めばいいなというふうに思っております。島原から文化の交流という刺激が幸田町に入ってくれば、幸田町の文化についても発展するのではないかというふうには私は願っておりますので、そうあっていただきたいと思っております。このことについて、本当にずっと御尽力された町長の言葉をいただいで終わりにしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 島原市の幸田町の初めての姉妹都市提携につきましては、多くの皆さんの御努力によりまして実ったわけでありましてけれども、今、文化交流で非常に今、この間の産業祭にも現地からいらして産品を売ったり、民間交流がさらに深まっていくだろうというふうに思っております。

毎年毎年、幸田町と島原市がお祭りをしょっちゅうしょっちゅうやってるのじゃなくて、ある程度の期間を置きながら、さらにやっていかないと長続きしないだろうというふうに思います。一時期の燃え上がった状況から少し冷静になって、またさらにお互い

の町を知ろうという、そういうことも考えていかなくちやいけないというふうに思っておりますので、今後もさらに豊後高田とか福知山さんとかいろいろなところの関係もございまして、それも見きわめながら、さらにおつき合いをしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 8番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 通告してあります3件について順次質問をしております。まず最初に、道路側溝の有蓋化整備と維持管理についてであります。生活道路の側溝整備について町道の安全を確保するため質問してまいります。岩堀交差点から横落方面に向かう町道は交通量が多いにも関わらず、カーブになった部分において側溝の蓋がなく、また反対側は段差があり、鉄板の蓋が被せてあり状況であります。この道路上で自転車に乗る児童が転倒をし、そして落下してけがをする事例が発生しました。今現在は自転車につきましては左側通行になってきております。こうした状況の中で、歩道もなく大変危険な道路になっております。主要町道における有蓋化促進をまず伺うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 側溝につきましては、道路を構成する一部の構造物として多くの役割があります。道路上に降った雨水等を計画的に施設外に排出し、適正に流末の排水路や河川へ流下させる。また道路沿線の土地から排出される雨水も取り込み、道路配水と同様に処理する役割もあります。さらに側溝へ蓋をすることにより、道路通行上の安全性が確保され、結果として道路の有効幅員が広がる効果があります。また道路に接する個人地への効果としては乗り入れの塗板の役割の蓋が担います。これら側溝蓋の担う役割にかんがみまして、主要町道における有蓋化促進に努めてまいります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 主要町道ということですね、伺う訳でありますけれども、現在のこの道路につきましては旧農協の跡地部分の交差する部分までが整備されてきております。そういう状況の中で側溝の有蓋化につきましては個々に任せてきた部分というのが過去において継続されているわけであります。そうした点で、今回のような事故も起きてきたということでもあります。その後注意してみていますと、高齢者の方がシルバーカーを引いてですね歩いているという、こういう光景も目にするわけですが、その町道を大きな車が通っているとですね、非常に危ないわけであります。また個々に整備をされていますので、段差も発生してきております。そうするとまた歩行が困難になって躓いてこけてしまうということも発生するおそれがありますので、そう

して点におきまして有蓋化整備というのは避けて通れない問題であります。そこで次の問題に移りたいと思います。二つ目でありますけれどもこれは依然深溝で行われた区画整理事業、これにおきましては側溝の有蓋化が行われていなかったと推察をされます。といいますのはあの地域を見ておりますと個々に側溝の蓋が被せられており、それは個人持ちだというふうに言われてきました。ですから今現在被せてある部分と被せてない部分それぞれ現場によって違う訳であります。こうした未整備となっているですね、地域においてのですね側溝整備というのはどのように町としては考えられるのかということでございます。また年数も経ってですね老朽化している訳であります。そして生活道路としての役割、そうした観点から維持管理もしていくべきではないかというふうに思う訳であります、この点においてはどのようにお考えでなれますでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 老朽化して危ないと判断される現場であれば、蓋の交換等、早急に対応してまいります。交通量が変化した、利用形態が変わった等により必要性があれば蓋のみではなく、側溝本体の入れ替えも行います。一方で個人の乗り入れ整備等の理由で要望された場合には、公共での整備をお断りし、個人の負担にて承認工事という手法での有蓋化をお願いしております。住宅の新築のため、車庫への出入りのため、様々な理由での要望がありますが、当該路線の整備を待っていただけない場合、時には側溝そのものから設置して頂くこともあります。全町公平に一定水準の整備を目指すべきもの、との思いもあるのですが、承認工事による個人施行という手法もやむを得ないものだと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 相当年数が経ってですね、区画整理という手法で開発される、また民間開発の中でU字溝が整備される、こういう中でですね、それぞれ規模規格が違うものでありますので、今現在の側溝整備とは必ずしも一致しない部分がでてきているわけでありまして。そうした点におきまして過去のことから、これは個人の利益に供するためとしてですね、個人の負担でお願いしたい、これは町道として管理者責任としてはどうなのかと思う訳であります、そうした点におきまして道路整備における生活道路の有蓋化、これは幅に関わらずこの側溝が被さっていないところにおいては、やはり危険であるという、こういうことも考えられるわけでありまして、その点につきましてはですね、やはり一定のですね、整備をしていくべきではないかというふうに思う訳であります、その点につきまして再度お願いしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 道路法の第42条では道路管理者は道路を常時、良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない、とされております。この側溝の蓋の有る無し、これが直接道路管理者の責務に側溝の蓋がないからこの責務を果たしていないというには解されておらんわけですが、ただ町には道路を良好な状態に保つ義務がございます。常にこれを意識した対応をすることが大切であると、この思いで事に当たっております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。



○13番（丸山千代子君） 側溝の蓋被せが住民要望が多いという事で今までもずっと整備をしたわけでありましたが、それでもですね、今まではU字溝が民地に入っていた場合、これは民地の部分で、個人が整備をし、蓋掛けをし、広さを確保するという手法で整備をしてきたわけでありましたが、しかしながら区画整理事業、あるいは民間開発においてそれが民地でなくて官のところに入っていた場合は、官の責任でやるべきではなかろうかと思うわけですね。なおかつ蓋がない状態であると、そこに嵌ってしまう場合もあるわけです。ですから仕方なく町民は車の乗り入れで玄関先に横付けできるように蓋を被せて利用するという状況があるわけですが、ところが過去において区画整理でやってきた地域におきましては、点々と蓋掛けがされていないところがある。蓋掛けがされているところは個人が整備をしてきている状況があるという訳であります。ですからそういう状況はなくすべきだというふうに思うんですね。なおかつU字溝に蓋が被せてないところには土砂がたまって、土砂を取り除かなければならないという、こういうことも住民の一つの苦情となってきているわけでありまして。そういう状況をですね、放置していくのかと、個人でやれというのかということではありますが、その点についてはですね、やはり町道の管理責任としてやるべきではないかと思うわけでありまして、そうした過去の開発における維持管理、この点についてもお聞かせいただきたいと思っております。次に町道の生活道路におきまして、無蓋化、有蓋となっていない道路の把握、これはどのようにされておられるのか、またどのようにあるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 議員のご指摘のとおり道路側溝に蓋がある状態、これは道路通行上の安全性が確保され、大変好ましい状態となります。逆に側溝の蓋が無ければ、そこに転落して事故と繋がる、このような事例も全国的には多く報告されております。ですので現在整備の成り立ちに関わらず、有蓋化を進めていくこの方針に異論はございません。順次地元要望と勘案し、有蓋化を進めていきたいとこのように考えております。続きまして蓋のない路線の把握の状況でございますが、大変申し訳ございません。蓋のない路線を全町的に現在把握ができておりません。現状としては道路に側溝が全くないところや昔設置した側溝が破損していたり、断面が不足したりしたりして機能が十分発揮していない現場もございますし、また機能的には十分な側溝が設置してあるものの、蓋が設置されていないために、乗り入れに支障のある箇所や側溝の構造そのものが通常の蓋で設置できないタイプのものもございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今言われたようにですね、岩堀交差点から横落に向かうこの町道におきましても、カーブしている部分におきましてはこれは民地にかかった部分もあるかというふうに思う訳ではありますが、しかしながら段差がそれぞれ違っておきまして、とても蓋掛けができないという状況で、根本的に整備しなおさなければならないというふうなところもあるわけです。また反対側におきましてもそのような状況で鉄板があったり、蓋があったりいろいろという、まちまちの管理がされているこういう状況があるわけです。そこでですね、これから側溝整備に当たりまして基準を設定する、その考えといいますか、その点にお聞きするわけでありまして、この基準というのはどのように

町道を整備する際に定められておるのか、またその後、破損した場合に素早く対応していく、部分的に蓋を被せていく、そういうことで修理をするためにも、私は基準を定めながらやっていくべきではないかなと思うわけではありますが、今現在はどのように考えられるのか伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 道路配水施設に対する地元区からの整備要望もも多く、やはり側溝の新設と同様に、蓋の設置を要望をされることも多くあります。これらの各区要望については道路整備事業とより順次対応している状況です。整備事業実施にあたっては当該要望の内容、目的、現場状況等を区長さん方と協議した後に、簡易なものは親切班対応で、本格的なものは工事発注で対応しています。特に近年の工事発注では側溝本体と蓋をセットにして施行することを標準としており、甲蓋、グレーチング、スリット型側溝等の各種具材を現場に合わせて選択しています。今後も有蓋化単独の整備計画ではなく、この道路整備事業全体の中で各区との協議結果に基づき対応してまいります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 工事発注、側溝の蓋とのセットで対応していきたいとことでもありますので、こうした側溝整備に関わっては何段階かで基準があると思うんですね、側溝にもさまざまな規模があるわけです。大きさもある、深さもある。そういう中で町としてはどのような基準を設定する考えで進めていくのか、その点についてどのような基準を設けるのかその考えを伺いたい、ということと先程のですね、過去に整備をした部分で有蓋化をすすめたいと言われたわけではありますが、現在の町道においてこれは個人負担が求められるのか、先程は個人の負担で承認工事とすることであったわけではありますが、これは町の責任で有蓋化を行うのか、これを改めて確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 個々に現場状況が異なりますので、一律に客観的な有蓋化の基準、これが設けられるものではないと考えております。そういった基準を設定するのではなく、道路管理者として危険性を一つの判断基準としたいと思います。なお、有蓋化の個人負担ではありますが、もちろん根拠としてただいまの安全性確保等の目的を鑑み、施行する場合には個人負担は頂きませんが、個人の御都合等で早急にやりたい、ということになりますと、その部分はやはり承認工事ということで個人負担ということになります。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それではですね、今まで有蓋化といいますか側溝の蓋をしないで放置したままといいますか、そういう個々のですね、利益に供するいわゆる危ないからですね、自分の家の周りの部分だけでもせめて側溝の蓋を被せようという、そういうのをですね、放置したわけでありませうね。要望のあったところから順次やってきたわけでもありますので、その点におきましてはそうした町の管理責任におきましては、なぜ本人の利益ということで切って捨てなければならんのかと、その点についても再度答弁を頂きたいと思います。次に町内におきまして生活道路として町道は様々な幅員を持つ

ております。そういう中でも町道として認定をしながら町民は暮らしている訳であります。この生活道路におきましては通学道路になっていたりするわけでありまして、子供たちが通るわけでありまして。そうした町道の整備計画ですね、例えば他市町で行っている交通バリアフリー法にのっとって安心して歩行できる生活道路整備、これを進めていくべきではないかと思うわけでありまして、そうした全ての人に配慮したユニバーサルデザインの環境整備、これに取り組む考えについて伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 道路整備においては、計画的な整備を順次対応していきたいと考えております。この目的のため地元各区からの要望を中心とした対応をしており、その内容と個人の有蓋化の要望に差がある部分、この部分において早急な対応を求められた場合は、申し訳ないですが承認工事である場合もございます。本町といたしましては、地域全体の課題解決や環境整備、安全対策に効果的な案件であれば、道路管理者として優先して整備してまいります。特に近年、通学路の安全対策と道路幅員の確保は、意識して事業化しております。この考え方にご指摘に段差解消や有蓋化といった観点に留意して地元調整行ってまいりたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと地元要望ということがなければ、整備がなされないということでしょうか。例えばですね、道交法が変わって自転車がですね、左側通行になった、こういうことにおきまして子供たちも自転車も左側を通行したり、またその右側通行したり、その道路によって通行をしたりしているわけでありまして、しかしながらこのように道交法が改正されたことによってですね、やはりこれは町道整備を進めていかなければ臨機応変に道路を横断通行してしまうということになりかねません。そういった点におきまして、今の生活道路の安全性、この安全性の確保という観点からですね、私は計画的に整備計画を持ちながらやっていくべきだというように思うわけですね。地元要望がなければ優先的に整備しないよ、ではなくですね、危険なところについて言えば町としてやっていくべきではないか、と思う訳であります。生活道路の整備ですね、幸田町も補正も組みながら行っているわけでありまして、根本的な解決となっていないということでもありますので、そうした点でやはり交通バリアフリー法にのっとって整備計画を進めるべきではないかと思う訳ですが、再度その点について答弁を求めます。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） どの路線を整備するかを決定する際に、やはり地元要望というのは大きな判断材料となります。地元要望でない、直接住民からの要望であってもそれを一度区長さん方と現場確認する、このステップは踏んでおります。道路管理者として危険なところはもちろん早急に解消したい、との思いはございますので、この道路整備事業全体の中で、優先順位を勘案しながら危険個所の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひですね、この地元要望優先も大事でありますし、また個人

要望も大事であります。そうした点で地元は気がつかない部分は個人が気が付いて要望していく、それが地元とは関係なく直接町に要望される人だっているわけでありますので、そうした困った状況があるならばやはり整備を進めていく、この観点に立つべきだと思います。次に剪定枝と雑草のごみ減量化対策について伺いたいと思います。庭木などの剪定枝の処分、これは可燃ごみとしてだされたり、また坂崎のチップ場に持ち込まれたりしてリサイクルされますが、一定の太さ以上は処理できないと引き取りを断られるということを9月議会でも指摘をしまいいりましたけれども、この対応について伺うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 現在、剪定枝の処理につきましては町からシルバー人材センターに委託事業として実施されておるというわけでございます。事業の始まりにつきましては果樹園や公共施設等から排出される剪定枝を機械によりチップ化し、農業資材などとしてリサイクル、再利用することを目的として始められたものでございます。近年につきましては、一般家庭の庭木の剪定枝の量がかなり増加してきておるという状況でございます。その中でも処理機械に入らない、いわゆる太さ13センチを超える、手の腕を超えるほどということですが、そういったものの処理ということですが、機械に入らないということでお断りさせてもらっている状況であります。そこで太さ13センチを超えるものものにつきましては現状では細かくして町指定ごみ袋に入れてもらってもやすごみとして出すか、または処理業者に依頼するなどの方法をとって頂くという事でございます。年度当初にシルバーに確認しましたところ、この太いものの処理についての周知が徹底してなかった部分もございましたので、トラブルがあったという確認もしております。以後新たなチラシの作成などによりまして、またシルバーとも調整しまして、丁寧な説明に心がけているという状況でございます。その後のトラブルについては聞いていないことでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この腕ぐらい、いわゆる13センチを超えるものについては引き取りができなかったということでトラブルが発生したということであったわけでありませんが、こうしたことは容量不足ということも考えられるわけであります。次にですね、少量の剪定枝、これにつきましては指定袋に入れて可燃ごみとして出すようにされております。ただ束ねて縛って出すと放置されております。地域で困っているという問題が多々発生しておりますが、この対応策は住民のモラルで片づけてしまっているのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 剪定枝が紐ですね、紐で縛られたりですね、そのまま出されたりするということですが、町においてもそれは確認しております。その事数につきましては町全体で年に数件、確認処理している状況でございます。本来は指定ごみ袋に入れて燃やすごみとして出して頂くか、シルバーで処理して頂きたいわけですが、出されてしまったものの対応につきましては、排出者が特定できれば排出方法を説明して理解を求めるというわけですが、排出者が特定できない場合は一定期間

出されたそのもの、剪定枝に張り紙をしまして、自主回収を促しております。それでも回収されなかった場合におきましては、そのままほかっておくわけにもいきませんので、やむを得ず、町にて処分しているというのが現状でございます。件数的には少ないということでございますが、出したもの得、とならないように啓発板の設置やパトロールの強化の方をしていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 年に数件ということでございますが、これはたまたま町が確認している数件でありますけれども、しかしながら地元におきましては地元の区長さん等がですね、処理をされているわけでありまして、そうした点におきましては数件どころか結構あるわけで、地元でのトラブルになってきているということでもあります。そうした現状を町は認識すべきではないかというふうに思うわけであります。また次に地域で管理されているちびっこ広場、住民広場、公園など雑草や枯草など、ものをですね、指定袋に入れて可燃ごみとして出しているわけでありまして、これが年間どれくらいの量、また指定袋の消費となっているか町としては把握をされておられるかどうか伺いたいなと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 剪定枝の紐で縛られている件につきましては、区長さんとも状況のほうを確認させて頂きまして対応させていただきたいと思っております。次に年間どれくらいの量が出されておるかという、地元の公園管理しているところでございますが、地元管理の公園では地元の方々によりまして、雑草の草刈や樹木の選定が年に何回か行って頂いている状況でございますが、その処分について聞き取りしましたところ、現状雑草については刈りっぱなしが多いよ、ということでございました。多い場合は指定ごみ袋にだす、ということも聞いております。また剪定枝につきましては、多ければ大きな可燃ごみとして出すか、チップ化しているということを知り取りしている状況でございます。ただ公園からの排出量、指定袋の消費量としては把握していないわけでございますが、草木類で町全体では可燃ごみとしてだされている量につきましては、蘇生分析調査から推測いたしますと、町全体では206トン程度、3.8%程度と推測はしているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 地域で管理している雑草などの草取りにおける処分でありますけれども、地域の状況によってさまざまかと思うんですね。草をとってそのまま放置できる地域もあれば、住宅地の中にあるところにおきましては、こうした草の置き場がない、ということで可燃ごみとして指定ごみ袋に入れて出さなくてはならない地域というのも相当数増えてきているわけでありまして。そうした状況の中でやはり私は、こうした剪定枝、あるいは苧草や雑草等の処分、これをただ単に燃やすのではなくて、減量化推進のためにも堆肥化を進めていくこの方向でやっていけないかということでございます。以前にも公園の草の仮置き場をつくったらどうか、というような提案もさせて頂きましたけれども、これをそのまま処分地ではないということで、そのままになってきていますけれども、豊川市におきましては、こうした剪定枝や雑草、苧草などを処分をする新

ごみ処理施設というものを造りまして、2017年の3月から稼働をしております。剪定枝は破碎をしてチップ化、あるいは堆肥として再利用するという施設でございますが、こうしたのをですね、幸田町でもできないか、ということでございます。また他の地域、大府市等ではですね、緑のリサイクル、ということでですね、剪定枝等の大きなものにつきましてはですね、燃料やチップ化ということで、例えば薪ストーブに無料で配布するとか、そういうようにリサイクルを進めていくという地域もございます。他の事例におきましては、この剪定した庭木等におきましては、家庭用の剪定粉碎機、破碎機ですね、これを無料で貸し出しをしてですね、可燃ごみとして出してくれていてトラブルはないよ、ということもお聞きをいたしました。このように各自治体で剪定枝や雑草等の処分、いろいろその地域地域で進められているようでございますが、幸田町におきましては、やはり先程も言われましたように、そもそものこの剪定枝のチップ化というのは、果樹園や公共施設の樹木処理、これが最初であったよ、ということで説明を受けたわけでありますので、そういう点で幸田町でも果樹園、梨の木や柿の木、これから柿の木の剪定が進められます。そうした点におきまして、このような剪定枝の堆肥化等を進められるべきではないかというふうに思うわけであります。事例として言いました、豊川市の事例、今、新施設で稼働しているようでございますので、幸田町でもですね、例えば清幸園等は余剰地もあるわけでありますが、そうしたところにおきましては、本格的な堆肥化処理施設を進める、この考えについても伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員のおっしゃられる豊川の施設、大府、安城にも施設があるということで、安城の方につきましては担当者の方で一度視察をさせて頂いているという状況になっております。剪定枝や草ですね、そういうものを堆肥化するということは、いわゆる燃やすごみとして処分するよりもこういった資源化することでごみの減量化だけでなく、環境面での負荷軽減などもさまざまな効果が期待されます。また剪定した後の堆肥化しても比較的悪臭が発生しにくいということも聞いております。周辺の等事例といたしましては、先程もいいましたが、豊川の施設が雑草とか剪定枝の両方を処理をしているということも聞いております。隣の蒲郡市では大量の剪定枝がクリーンセンターにて焼却処分されておって、減量化に向けて課題となっているという話も聞いております。みかんでなく一般家庭だということでございますが、今後この課題に関しましてまず蒲郡との共通認識を図りたいというふうに考えております。共通認識とさせて頂いて蒲郡市幸田町衛生組合の、議員のおっしゃられました清幸園、衛生処理場内の空きスペースが一部ございますので、そちらの利用方策の一つとして堆肥化の研究も進めていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ぜひですね、こうした幸田町独自ではなかなか厳しい部分におきまして、広域で対応は充分可能であります。そうした点におきましてですね、やはり緑のリサイクルといたしましうか、剪定枝と雑草や苧草等の減量化対策として、やはり堆肥化を進めながら、それをまた地域に還元していく、というこういう取り組みを進めていって頂きたい、と同時に現在の坂崎チップ場、これはですね、これは非常に機械

を持ち運びしながらでないとは処理できないということで、一週間に1回か2回ぐらいしか、多く集まった時にしか処理しないわけでございます。そういう点におきまして、現在のもので非常に処理能力も低いわけでありますので、そうした点におきましてそのところにおきましては、常設としてですね、容量の多いものやっけていく、その取り組みも並行して進めると現在の住民の要望にも応えられるのではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 剪定枝、先ほども言いましたが13センチ以上はちょっと対応できないよ、ということと常設の問題でございます。それ以上の大きなものというのは現実、あるにはあるということでございますが、その大型化した機械、そればかなり大きくなるという事でございます。その重量が結構ありますものですから、その移動にですね、まずクレーンだとかそういったものの操作や手間があります。そういったことを考えますと、現在シルバーではちょっと少し安全面、危険面を考えると、少し対応できないよ、というところで話はしておる状況です。それでは常設したらどうかということでございますが、常設につきましても管理上ですね、そこに常に機械があるということになりますので人員配置の問題ですとか、それに伴いますシルバーでの費用対効果など考えると現状では少し難しいのかな、という話は聞いておりますが、今後の課題とさせていただきますというふうに思っています。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いずれいたしましても、庭木の処理につきましては住民も相当苦慮しているところでありますので、それと同時に可燃ごみとして排出されたものに関しましては、その処分にあって地元区でも困っている状況もあるわけですね。そうした点におきましてなんらかの対応を考えなければならぬということでもあります。そうしたことで考えれば、例えば半田市、小牧市で行っている家庭用の剪定用粉砕機、この無料貸し出し、これも効果的ではなかろうかというふうに思うわけでもあります。これは応急手当でしかないわけでございますが、それでもやはり住民のモラルの向上にはなるのではないかというふうに思いますので、合わせて検討頂けたらと思います。次に三つ目に移りたいと思います。国民健康保険税の引き下げについて伺います。来年度からの国民健康保険の財政運営、これが県に広域化されることに伴い、愛知県が9月に行った納付金試算に基づき標準保険料率の資産税、今年度の幸田町の国保状況から出されたシミュレーションを持した結果が福祉産業建設委員会に報告されました。試算結果に基づく保険税収納必要額は8億4589万6000円であり、平成29年度との差額は3036万2000円で、一人当たり3829円の増額となる結果でありました。ただこれは試算の段階であります。今でも高い国保税であり、これ以上の引上げはますます払えない国保税となることは明らかであります。加入者の負担軽減のため、国保税の引き下げについて問うものであります。まず一点目に国保加入者の推移をどうみるかあります。これは加入者によって必要額は変わってくるわけでありますので、その点について伺いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員いろいろご提案のほうを頂きましたので、近隣の状況、情報も含め、いろいろと研究していきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員の方から国民健康保険税についてのご質問を頂いたところで、加入者の推移というところであります。ご存じのとおりですね、平成20年度から後期高齢者医療制度が実施されたということをございまして、それまで約一万人規模で推移しておりました幸田町の国民健康保険の加入者でございました。当然、人口増に伴い、加入者は増加の方向であったわけですが、この新医療制度が実施されたことによりまして、約二千人がその時点で移行したということで、規模が八千人に規模が縮小したということをございます。また28年の10月から短時間労働者の社会保険適用が拡大されたということをございまして、それによりまして約300人が社会保険に移行したということで、平成29年度現在では今七千人台を推移しておりまして、これもですね、どちらかといえば減少傾向であるというものでございます。そして今後ですね、平成35年から37年にかけてまして、いわゆる団塊の世代と呼ばれております方々が75歳に到達されるということになりますので、順次3年間で約1300人ほどの方が後期高齢の方に移行されるということで見込みになっておりますので、その時点でまたさらに減少することが見込まれておるということをございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 平成29年の3月末の国保加入者は4565世帯8053人でありました。資産でいいますと、7900人ということで減少しております。こうした減少することによって国保税というのはどのように変化していくのか、これについてもお答えと頂けたらと思います。加入者が減ることによって、加入者の負担が増えるのか、あるいは減っていくのか、その点についてお答えが頂けたらと思います。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 加入者の増減によりまして保険税への影響ということをございます。基本ですね、国民健康保険税を徴収させていただくものというのは、加入者の方々の医療費を支払うために集めさせて頂くものでございますので、加入者一人当たりの医療費が若干ですが伸びてくる形ではございしますが、人数的には減るといふ部分もございますので、トータル的にそちらの伸びと一人の伸びと人数の減少、こちらの影響によって決まってくるものだと考えておりますが、傾向としては若干伸びてくるものでないかと考えているところをございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国保加入者が減少すると一人当たりの負担額が増えてくるという傾向があるというふうに理解するわけでありまして、それでよろしいかとお尋ねします。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 確かにですね、納付金というところから考えていきますと、払うべき方が減るということに関してましては、一人当たりの納付の額というものは増えてくるということになってくると思うところではございます。ただ基となるものは、一人当たりがどれだけ医療を使っていくのかという部分に関わってくるということをございますので、基本確かに増えてくるということではあるかと思っておりますが、その辺の影



響もあるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次にですね、資産割について伺いたいと思います。今ですね、国保税におきましては、四足計算をやっているわけでありますが、今回県単位化となるに伴ってですね、資産割を廃止をする自治体が相当数あるようでございますが、これについてはどうなるのか、ということでありますが、伺いたいと思います。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今議員の方から資産割のことについてご質問を頂いたところでございます。資産割はこれまで国保の算定の中におきまして応能割の中の一つの項目ということでございまして、資産に係わる部分に対して課税させて頂いておられますので、国保にとっては安定的な確かに財源の算出基準であったということでございます。しかしですね、加入者におきまして、無職の方が増えてきたという状況もございまして、実質所得が居住用の資産に対して係ってしまっておる実例が多いというなことであったり、あるいは資産を持つ方が町外の場合のものに対しては係らないという部分もございまして、何かと今問題点についてはご指摘を頂いているところであったかと思っております。実際、今年度におきましては36市町村が4方式で行っておるところで、それ以外で2方式か3方式になっております。今回のこの県単化に伴いまして、特に西三河の9市におきましては、聞いているところでは全て3方式に切り替わるという内容をうかがっています。また町村におきましてもですね、大部分の町村が資産割を全て廃止する、あるいは段階的に減らしていくという状況であるということをお聞きしているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから来年平成30年度の県単位化に伴って、幸田町はどのような方向で出すのかということをお伺いしたいと思います。それから資産割を廃止をいたしますと、今度はこれが応能応益という形の中でいえば、所得割が増えてくる、こういう状況になるかと思うわけでありますが、その点についてはどうなるように今考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 申し訳ありません。資産割、県下の状況はそのような状況であるということでございます。現在ですね、そういった状況も踏まえまして次年度の国保制度について担当課の方で素案の方を作っているところでございます。当然そういった状況についても踏まえながら資産割についてどうするか、というところについては現在検討を進めているところでございます。そしてですね、実際こういった応能割の中で資産割がですね、実際になくなったということになりますと、課税を応能割を頂く根拠となる部分が所得割のみということになるということでございますので、こちらに対しましての税率の方が転化されるという形には当然は基本的にはなっていくということでございます。ただですね、現在幸田町の制度におきまして応能応益の割合を数値的に見ますとですね、県平均よりもかなり応能割の方に振られた税額で徴収されておるといような指摘がですね、県の監査においても言われているということでございますので、そのものズバリを所得割に転化すべきかどうか、とかですね、そういったところは今後若干でも応益割の方に振るべきなのかどうかということも踏まえまして、今検討の方の

範囲の中には入っているところではございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第3回で試算で出された標準保険料率、保険税率ですね、これにおきましては、県の示された部分におきましては、応益の方が低い数字になってきているわけではあります、その点については、幸田町の現行の部分と比較をいたしますと今の答弁されたようにですね、幸田町の応益割合は高いわけではあります、その辺については、失礼しました、低いわけではあります、その辺については、今度県単位化になった時には、応益を上げるということになるのでしょうか。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 国保の算定におきましては、応能応益のバランスということになってくるわけではございます。現状確かに標準保険料率というものにつきましては、国保、市町村ごとにこれはまず最初は出されてくるものであるというふうに思っております。現状の中でおきまして今示されておりますものの中では、幸田町につきましては現状をもう少し応能割を引き下げる形の割合というものが標準保険料率の中では示されておるといふものでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと応益割を引き上げると今度はどうなるかという、低所得者の場合は非常に負担が係ってくるというふうに逆になってくるわけであり、そういうことになりまして今回の試算の中で出された3000円以上の、一人当たりの増額というものがですね、引き下げる根拠にはならないというふうに考えられるわけですが、その点についてはですね、幸田町はどのような方向でいくのか、ということではございます。これ以上、引き上げられるとですね、本当に払えない人が出てくると続出をするというようなことも考えられるわけであり、そういう中で例えば豊田市におきましては据え置きという方向をだされているようであり、幸田町の考え方はどのようなのかであります。またこの低所得者層の負担を抑えると、そうした負担軽減の一つの手立てといたしましては、18歳未満の子どもの均等割の廃止、これによって子育て支援として一般会計からの繰り入れを行って引き下げにつながるような施策にしていく、この考えについても伺いたいと思います。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員の方からですね、次年度の国保制度のどのような制度にされていく考え方について質問を頂いたところでございます。確かにですね、この新制度におきまして、県からの納付金を支払うべき財源といたしまして、町としましては、被保険者の方々から頂く保険税と、そしてあと一般会計から頂く繰入金、そしてあと基金というものをですね、バランスよく組み合わせて考えていくべきだと考えているところでございます。そういった中におきましてはですね、被保険者の保険料に急激な負担増が生じないというようなことをですね、第一に念頭においてまずは考えていくべきであるということを考えているところでございます。当然、基金がないかという、今、決してないという状況でないということではございます。ただ状況としては納付金の額につきましては今のレベルからしますと、どうしてもさらにお金を継ぎ足さないと支払えない状況になってきているというところではございますので、そういった基本的な考え方を持ちながら制度について検討を進めているところでございます。そういった中におき

ましてですね、当然低所得者に対します配慮という部分につきましても、やはり同じようにですね、単純に応益割をずっと上げるというようなところもですね、制度としてどういうふうにあるべきかというところも踏まえまして検討させて頂きたいというふうに考えておるところでございます。それから18歳未満の均等割の部分ということにつきましても、従来から18歳未満についての減免という部分についてご指摘を頂いているところでございます。このことにつきましてもですね、どういった国保制度の中でこのことを考えていくべきかということを相対的に考えていくことが必要な、というふうに思っています。ここの部分を削ることによりまして、かといって他のところからこれを頂くという形にもなってくるものでありますので、引き続きですね、これは課題とさせて頂きますが、今すぐにこれを減免するとかですね、具体的な考え方にちょっとなっていないというところではございますので、またよろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町の国保税はですね54市町村のうちで、16番目に高い国保税であります。一般会計からの繰り入れは12番目となっているわけではありますけれども、しかしながら高い国保税にかわりはないということである、とわけであります。それならばこうした県単位化に伴って、もう少し一般会計からの繰り入れを行いながら国保税のせめて据え置き、このような方針をとれないのかということであります。さらに厚労省は限度額も引き上げようという、こういうような状況の中ではとても国保税の引き上げは住民にとっては負担増となることは明らかであります。その考えについて伺いたいと思います。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員の方からご指摘頂きましたように、国保税の高くて支払えない額であるというご指摘はこれまでも頂いているところであるということでございます。確かに次年度の国保制度を今考えていく中におきましては、今ご指摘を頂いたような急激な負担増にはならないように、あるいは据え置くべきではないかというようなご提言であったかというふうに思っておりますので、そういったところも踏まえましてですね、幸田町国保も当然持続可能な運営も当然考えていかなければならないということでございますので、そういった点も踏まえながら、あと県下近隣の状況ですとか、あるいは国県の考え方、こういったものも総合的に考えていながら、基本的には先程も申しましたように、負担がですね、急激にあがるというようなことがないような方策で考えていきたいと考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 引き下げあるいは据え置きという方向の中で負担増とならない手だてを取るように求めて終わります。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員のおっしゃられたご指摘の点を踏まえまして、引き続き制度の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後は1時20分より会議を開きます。

休憩 午後 0時27分

再開 午後 1時20分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、水野千代子君の質問を許します。

5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

消防本部の整備、消防力の強化についてであります。

消防を取り巻く、社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも住民の生命・身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を図っていく必要があります。

本町の人口は4万1,000人を超え、今後も増加傾向にあり、明年4月には消防指令業務の共同運用も開始します。消防本部の整備、さらなる消防力の強化などが必要となることから質問してまいります。

本町は、昭和51年消防本部・消防署を設置し、当時の人口は2万3,343人、消防職員は19人、消防車2台、救急車1台でスタートしたと聞いております。

では、現在の消防職員の総人数をお聞きをします。また、消防力の整備指針で示されている職員数の充足率についてもお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 本町の消防につきましては、議員おっしゃいましたとおり、昭和51年に消防本部消防署を発足しております。それから40年余りを経て、現在、消防職員につきましては、29年4月1日でございますけれども、職員数56人、消防力の整備指針に基づく職員の数はと申しますと、指針によりますと103人という数字が導き出されます。したがって、充足率につきましては、現在、54.4%となっております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 職員数の充足率は54.4%ということですが、平成14年の消防力の基準に基づいての調査によりますと、管轄人口5万人未満の小規模消防本部の職員数の充足率は63.6%で、平均より本町は低くとなっております。初動対応は必要最小限となり、出動要因に支障は出ないのでしょうか。また、第二次出動以降の出動が困難な場合も出てくるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

また、専門的な人材の養成や研修はどのようになっているのか、今後の考え方がありましたらお聞かせを願いたいと思います。それから、消防職員の年齢層、平均年齢をお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員お尋ねのとおり、全国平均に比べて本町の充足率は若干下回っております。したがって、出動においては若干ではございますけれども、職員が足りないというような事態も発生しておるのが現状かと思っております。

まず、初動、多い救急で申しますと、初動で1隊出ますと3名、支援つきで出ますと6名の職員が一度に出動してしまいます。その場合、二次出動となりますと、残された署員が4名ないし5名になってしまいます。そうした場合、通常は消防本部の日勤職員、

そういったものが救急業務に当たったり、火災出動の指令が入った場合には火災出動に従事するというような体制をとっておるところでございます。

近年、団塊の世代と言われます消防署発足当時の職員が大量に退職をいたしまして、消防職員自体が若年化しております。そういった意味で、研修等の教育については力を入れておるところでございます。まず、新規採用職員は、まず消防学校、愛知県の消防学校に半年間泊りがけの寮生活をします研修で基本的な知識、技術を習得し、必要な資格もとってまいります。そういったことを経て、次に、救急における救急業務の研修を2カ月。当該年度で行える場合と2カ年にわたって行う場合とございます。それが終わって初めて一人前の消防士といいますか、通常の勤務体制で火災・救急双方に出動できる隊員として認められます。

したがって、まず採用から1年半ないし2年は一人前になるまでにかかってしまうというところがございます。その後、さまざまな訓練等を経て、また専門課程の消防学校での研修でありましたり、また救命士の資格をとらせる者も出てまいります。そういったことを順次計画的に行いながら、職員全体のスキルアップ、特に若年層のスキルアップに努めておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今のお話をお聞きをいたしまして、やはり、職員数が少し足りないのではないかなというふうを感じたところがございます。一次出動、二次出動になると、本当にこれはあり得ることでございますので、若干名少ないのかなというふうには感じているところがございます。

それから新規の方が入られて、やはり1年半か2年ぐらい置かないと、やっぱり一人前の出動はできないということでございますので、しっかりとした訓練、また学校、消防学校、またはその専門的な救命士等の資格を取れるためのスキルアップ等も図っていただきたいというふうに思うところがございます。

それから、先ほどお聞きをいたしました消防職員の年齢層、平均年齢というのをお聞かせを願いたい。聞いておりませんので、お答えを願いたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 大変失礼しました。消防職員の年齢層でございます。職員の年齢層につきましては、現在、高校を卒業の18歳から59歳までの職員がおるわけですが、ある程度は平準化しておりますけれども、多い年代で4名、少ないところはゼロというようなところでばらけておる状況かと考えております。

年代別では、20代が最も多くて全体の35.7%ほどいます。10代も含めると44.6%になっておるところでございます。職員、現在の平均年齢につきましては35.4歳となっております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ありがとうございます。

職員の年齢層は10代、また20代が多いということでございます。平均年齢は35.4歳ということで、平均年齢も若くて、また、その若い世代が多いように思うところがございます。

本町の平成28年度の消防年報で、職員の勤務年数を見てみますと、7年未満が25人、これは全職員の約半数が7年未満であるというふうには思うところであります。そうしたところによりますと、職務経験が足りないとか、またノウハウやスキルアップが進まるような研修とか訓練なども積んでほしいなというふうに思います。先ほど消防長も専門的な資格だとか、また消防学校への入校だとか、そういうことも言われましたので、ぜひとも若い世代が多いということも、これはまた希望のあるところでございますので、ノウハウやスキルアップが進むような研修・訓練なども今後とも考えていってほしいなというふうに思うところでございます。特に、今言われた、その10代、20代の人たちの新たな訓練、そういうのも、もしお考えがありましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、消防本部への女性職員は今1人もいないわけでございますが、今後、女性職員の配置のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員御指摘のございましたように、若い世代が大変多ございまして、やはり、スキルアップが望まれるところでございます。そういった意味から、現状、やっぱり空き時間等を活用しまして、大型自動車の運転訓練をグラウンドで実施したりと、基礎的な機器の取り扱い訓練を行ったりだとか、基礎から順次行うような努力をしながら、中堅職員に訓練プログラムを考えていただきながら、手探りでやっておるような状況でございます。

それから、次に女性職員の配置の考えについての問い合わせでございます。

総務省消防庁より、平成38年度までに消防本部における女性消防職員の割合を5%まで引き上げるようにという文書が出ておるところでございます。本町につきましては、女性職員がゼロでございます。そういったことから、やはり採用において女性職員を積極的にとれるようなことをお願いしておるところでございますけれども、なかなか応募がないところが現状でございます。そういった意味から早くゼロを解消するためということで、本年度においては幸田高校生を対象としたインターンシップを利用いたしまして、女性、男性も来るわけですが、職場体験的なものを受け入れておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 若い職員の人たちには空き時間だとか、大型の運転のことを基礎から順次教えているということでございます。本当に私もあの道を通るときに、数人でやっぱり広場を活用して訓練をやってるなということを見かけます。ぜひとも中堅の方々がプログラムを組んで若い世代に教えていっていただきたいというふうに思います。

それから、女性職員ではございますが、平成38年までといいますと、もうあと8年しかございません。その中で職員を5%にするということは、かなりの一人ずつ採用していけばいいわけでございますが、やはり最初の一步が大切かなというふうに思いますので、しっかりとした採用をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、高校生にインターンシップの体験を行っているということでございます。

で、ぜひともその中から入りたいわという人が来られるような魅力のあるものをつくりつついていただきたいなというふうに思うところでございます。

それから、本当に一度に配置することは難しいと思います。でありますので、やはり、その年次計画を立てていくことが私は必要ではないかなというふうに思っております。それから、消防庁が出している冊子の中でも、女性がふえると消防はもっと優しくなるという言葉が書いてありました。本当にそのとおりだなというふうに思うところでございます。ぜひとも男女共同参画の意味からも女性職員を配置していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、車両の充足率をお聞きをいたします。

救急自動車は現行台数で対応は可能かということもお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員言われましたとおり、女性が入ることによって、やはり職場の雰囲気も変わると思います。まずは、女性を受け入れる環境を整えることが重要だと思いますので、我々消防本部としましては、今まではずっと男職場でございましたので、そういった意味で、やはり意識改革をしながら女性を受け入れる体制をまずはつくらなければならないと考えておるところでございます。

続きまして、車両の充足率でございます。

消防庁の出しております消防力の整備指針に基づく車両の充足率につきましては、消防署は消防ポンプ自動車、基準が3台に対して、現状2台でございます。したがって、充足率は66.7%というところになってございます。それをカバーする意味合いで、今、タンク車とか化学車、そういったものもポンプ車の機能を備えておりますので、そういったものを充てるでありますとか、あとは消防団の車両でございます。消防団の車両は基準4台に対して、4台整備できておりますので、100%できておるといふようなところがございますので、火災災害等、そういったときには消防団と協力しながら現場に当たられるように体制を整えてまいりたいと考えております。

救急車につきましては、整備指針に基づく基準で3台、現状は3台でございますので、充足率は100%になっておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 車両の充足率ではございますが、ポンプ車が若干下回っているということでございますが、今、言われた化学車等を、これを回すということで100%ということでお聞きをいたしました。あと、救急車でございますが、救急車も3台ということで100%ということでございます。しかし、救急自動車の出動というのは年々増加しているのではないかなというふうに思います。現在では高規格の救急車は3台あるわけでございます。しかし、例えば、同時出動件数はどのぐらいあるのかということをお聞きをいたします。また、本町の救急車が全て出動中であったときに、他市へ救急車を応援要請したことがあるか、また反対にこちらから他市への出動をしたことがあるかをお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員お尋ねのとおり、救急件数につきましては、ここ数年1,4

00件台と多い数字でございます。そうした中で、議員お尋ねの同時出動というのは余りないのですけれども、1台の車両が出て帰ってくる間に出動するというような、2台消防本部にはいなくなるという状況は多々ございます。そういった状況でございますけれども、救急件数5件に1件の割合で2台が車庫からいなくなるというような状況であると考えております。数字で申しますと、第一次の出動が1,129件ある中で、二次が出る場合306件ございますので、二次が出るということは一次の車両がないという状況でございますので、5件に1回ぐらいの割合でそういった案件があるというところでございます。

また、3台同時出動して3台同時にいなくなった状況下において、他市へ応援でありますとか、1台がたまたま点検に出ておるがために2台しかなくて、2台出てしまって他市へ応援というような案件、そういった案件が昨年で申しますと、3件ございまして、岡崎市へお願いしたのが1件、蒲郡市へお願いしたのが2件でございます。また、管外へ幸田町から行ったという要請に基づくものはございませんけれども、ちょうど市町境の紛らわしいところで、救急が入った場合に、当然、こちらの消防本部にあれば出ていきますので、出ていったら、たまたま岡崎であったよとか、蒲郡であったよという案件がございまして、ちょうど境のところの、厳密にいうと岡崎であった案件が2件、それから蒲郡であった案件が1件の計3件でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本当に救急車は時と場所も選ばないし、同時というか1台出て、その後、また出ていくという、そういう出動回数がもうかなりあるのかなというふうに思います。今、言われました。その1台が出て、その後、二次というか、次のが出てくるのが306件あったということでございます。本当に5件に1回あるということは、私はかなりの頻数ではないのかなというふうには思うところでございます。例えば、その中で今、3台あった、その中で1台が点検に出てた。で、2台が残ってる。その中でこういう対応になると二次の人も出てしまって、ちゃんと本部のほうに、消防のほうには1台も救急車が残ってないときに電話がかかってくると、そういう場合もこれから多々出てくるのではないかなということを懸念するところであります。

それから、あと今みたいな状況の中が3件あったということではありますが、やはりそういうときには岡崎・蒲郡、今お願いをして、救急車を出動していただいたということが3件あったということでございます。でありますので、やはり、今後もやはり幸田町の人口は伸びてくるわけでございますので、やはり今は救急車が3台ありますが、今後、もう1台を考えて4台体制を考えてはどうかなというふうには思うわけでございますが、その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 議員お尋ねのとおり、今後、救急件数も人口増加とともにふえてくるように考えております。そういったことから、やはり現状の3台では足りなくなるというケースが他市を応援するケースが多々出てくる可能性もございます。今まで、人口が4万人に達する以前の場合については、指針によるところは2台でございましたけれども、1台を予備車という形で置いておまして、いざというときに出るというよう



な体制をとっておりました。そのときのような状況で1台予備車を置いた4台体制も後々必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） もうぜひともそのような体制を考えていただいて、町民の皆様が安心して、安全で生活できるようにしていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、消防団は消防本部や消防署と同様に消防組織法に基づき、住民の安心・安全を守るという重要な役割を持っております。町内の飲食店などが消防団を応援しようと消防団員応援事業を行っております。その現況と団員確保へとつながっているのかをお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 救急車の4台体制の増大についてはしっかりと検討してまいりたいと思います。

続きまして、消防団応援事業についてでございます。平成26年に幸田町消防団応援事業を開始いたしまして、現在、協賛店は21店舗ございます。飲食店が中心ではございますけれども、そういった部分でこの利用実績というのが協賛店から何件利用したという統計をとっているわけじゃないものですから、はっきりとした数字はわかりませんが、団員への聞き取り等によりますと、やはり、飲食店を中心とした積極的な利用が見られるように伺っております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） やはり、飲食店が多いかな。それが一番喜ばれるのかなと今思うところでございます。この応援事業が始まってから、その団員確保にはつながっているというふうに考えていいのか、そこをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 団員確保に当たりまして、応援事業があるからということで団員になるということは、なかなかないのかなということは考えますけれども、団員になって、こういったサービスが受けられるということはよかったという声が多く聞かれますので、今後、その団員の勧誘に当たりましては、そういったさまざまなサービスがある旨もアピールしながらやっていきたいと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） きちんとした、こういう事業をやってるから団員が確保できたよというものはないのかもわかりませんが、その応援事業のポスターを見て、消防団格好いいとか、そういうふうに思われる方も若干はいるのかなというふうには思うところでございます。

それから、協賛店などのイメージアップや消防団員の士気の高揚にもつながる事業だというふうに思っておるところでございます。消防団員応援事業は各店舗からのサービスであります。現況では消防団員と、または家族と限定されているかというふうに思いますが、今後、女性消防クラブにも対象拡大をしていくべきだというふうに思うところであります。いかがでしょうか。そして、消防職員の確保のための事業をさらに進め

ていくべきであると思いますがいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 現状の制度に基づく女性消防クラブ員に拡大でございますけれども、要綱上は対象となっておりますので、仮にやるとしたら、そういったさまざまな事務手続が必要になってくると思います。また、協賛、そういった制度に協賛してサービスを提供していただける店舗、現在、21店舗登録ございますけれども、まずは消防団の応援事業ということで御説明を申し上げて、登録していただいておりますので、仮に範囲を広げるということになりますと、また、そういった方々への説明も必要になってこようかと思えます。そういったことからすぐできるわけではございませんけれども、ちょっといろいろ検討しながら、前向きに考えてまいりたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 確かに、この事業は要綱等もきちっとされているところでございますので、そのところは協賛店の方々がおーケーを出されれば私はスムーズに行くのではないかなというふうに思うわけでありますので、この辺の範囲の拡大については前向きに検討していただきたいというふうに思うところでございます。

それから、先月の11月22日に稲沢市の消防本部を視察させていただきました。稲沢市では、がんばれ消防団応援事業とともに、平成27年1月1日から、さらに団員確保につながるPR活動・大規模災害における消防団の支援をするため、消防団サポートを発足させて、団の行事などで消防団をPR、サポートしていらっしゃいました。具体的には、社協や地元大学の短大生、郵便局、子育て団体などがサポーターとなって登録、そして、防火・防災啓発用のはっぴ、アポロキャップ、たすきなどをそろえて、団行事などで着用して団員確保のために活動しておりました。ちなみに1セットが約1万5,000円だそうです。消防団のPR活動やイメージアップ、また消防団活動への支援として、本町も消防団サポーターを設置して、人目の引くユニフォームなどをそろえていくお考えをお聞かせを願いたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 稲沢市における消防団のサポートについてはちょっと勉強不足で承知しておらないところではございましたけれども、内容について、またしっかり勉強させていただいて、検討をしてみたいと思えます。現状は消防団のそういったPRにつきまして、私どもといたしましては、先ほどの協賛店の充実でありますとか、あとは公用車等への消防団加入促進のステッカーを張ったりでございますとか、さまざまな啓発活動をやっているところではございますけれども、行事開催時には上り旗を立ててみたり、それから昨年度でございますけれども、消防団員全員にジャンパーと申しますか、後ろに幸田町消防団と大きな字で書いた幸田町の図柄の入った各分団色分けの、そういった消防団で一目でわかるようなジャンパーを導入させていただきました。行事ごとでは、それを着用するよということ、消防団のイメージアップということで、団員向けではございますけれども、そういった被服の充実も図っているところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 確かに公用車のステッカーだとか上り旗というのは私も目にしたところでございます。それから、ジャンパー等のとても派手な、いいなというふうに思ったところでございます。しかし、それは団員の人たちが着るものであって、団員以外の人たちがやっぱり団員のために啓発活動をするという、やっぱりここは私は一つみんなのところではないのかなというふうと思うところでございます。そのことについてはもう少し、稲沢市を検討していただきたいと思いますものでございます。

それから、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定をされております。女性の消防団への積極的な加入について取り組むよう通知がなされております。本町には平成18年に女性消防クラブが発足をしております。まず、クラブの主な活動をお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 稲沢市の事案につきましては、しっかりと勉強をさせていただいて、当然、サポーターになっていただける団体等もないと話になりませんので、そういった協力いただける団体等もしっかりと探しながら、このような稲沢の取り組みができるのかどうか、ちょっと研究をしてみたいと思います。

続きまして、女性消防クラブの活動内容についてのお尋ねでございます。女性消防クラブにつきましては、年間を通じて普通救命講習でありましたりそれから、防災リーダー研修への参加、それから、町の総合防災訓練への参加、指導者研修ということで愛知県消防学校へ数名行っていただくこともございます。また、県内ではございますけれども視察研修を計画したりと、あと年明けの出初式への参加、こういった行事ごとへの参加により消防をPRするような、そういったところで御活躍いただいているところがございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 女性消防クラブの方々に対しましては、さまざまな活動、または研修等を受けていらっしゃるということで、頑張っていることに感謝を申しあげたいなというふうに思っております。

それから、消防団員の数が減少する一方で女性消防団は年々増加をしております。平成28年4月1日現在で、2万3,899人で、女性消防団員を採用している消防団は1,480団体、全体の66.9%と全都道府県に及んでおります。女性消防団員は地域の実情に応じて、消防本部づけの採用となったり、各地域を管轄する分団に所属したり、また、女性のみで組織する分団に所属したりと、さまざまでございます。女性団員の活躍は住宅用の火災警報器の普及促進やひとり暮らしの高齢者宅を訪問したり、住民や子どもたちに防災教育や応急手当の普及、指導などを行っております。稲沢市では、女性の持つソフト面を生かして、女性の目線で市内の安心・安全を図っていく目的で、平成28年4月1日から本部支援団員として女性消防団員を発足されております。主な活動は先ほど言いましたとおり、応急手当の普及啓発や、消防団行事の参加、また、大規模災害の情報収集活動も行っているというふうにお聞きをいたしたところでございます。本町も女性消防団というものを団ということを形成するお考えについてお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、女性消防団につきましてでございます。全国的に女性の団員が増加してきておることは承知しておるところでございます。本町につきましては、消防団員が147名で、定数でございますけれども、現状147名、男性のみで定数を満たしておる状況でございます。現状の勧誘につきましては、特に女性を拒んでいるわけではございません。女性の希望があれば入っていただくことも考えておると。昨年度竣工いたしました消防団の2-1の詰所においては女性専用のトイレもつくってございますし、女性を受け入れるということについては常々考えているところでございます。

ただ、PR不足という部分もあるかと思えますけれども、御理解いただけない、入っていただけない状況ではないかなと考えております。他市等でやっております、そういったソフト事業に関する女性団員の活用等、そういったものもあるわけではございますけれども、本町における女性消防クラブが、その事業の中に、家庭地域における防火水槽の普及、高揚に関する事業というようなこともございますので、女性消防クラブの活動の方向についても現状からまた一步踏み出すようなことも考えながら、そういった面では、今後検討していかねばならないと考えております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今の現状では男性の消防団員で充足率も定員も満たしているよということではございますが、やはり、女性の目線というのも私は今後も大切なのではないかなというふうに思います。それから、女性消防クラブも確かに活躍してくださいませ。しかし、そこでは満たないところも私は出てくるのではないかなというふうに思うところでございます。本当に、その女性消防団というのは火災が来るのを未然に防ぐ。今、消防長も言われましたが、防火活動などを保育園とか幼稚園、または高齢者向けの講習などにも出かけて、女性の視点を生かされているというふうには思うところでございます。

それから、10月の5日、6日で防災・減災対策の特別委員会で視察に伺った岩手県の住田町、平泉町では、両町とも、ここは婦人消防隊というのを発足させて活動をされておりました。私、ここで主に思ったのは、炊き出し訓練などがやはり主な活動ではあります。平泉町の婦人消防隊では、一般的な応急炊き出しのほかに、宗教やアレルギーなどが理由で食べられない食材がある人に対応した応急炊き出し訓練も行っておりました。また、食の制限に対応する冊子も作成をされておりました。大規模災害が発生した場合にも、この冊子が役立つというものでありました。これらの女性の持つソフト面が生かされているのかというふうに思うところでございます。再度、女性消防団の結成のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

次に、消防本部の広場では、消防としてのさまざまな行事や地元のグラウンドゴルフやソフトボールなど多くの方が利用をしております。年間どれぐらいの利用があるのかお聞きをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） まず、女性消防団の問題についてでございます。現状、私どもの女性消防クラブにつきましては、先ほど申しましたように総合防災訓練でありますとか、

消防出初式でありますとか、そういったときに、炊き出しと申しますか、カレーうどん  
でありますとか、豚汁でありますとか、そういったものをつくっていただき振る舞うよ  
うな、そういった訓練をやっておりまして、女性クラブの方向性をいま一度検討して、  
その女性消防団になり得るような、そういうようなことはできないかということをしっ  
かり考えてまいりたいと思います。

続きまして、屋外トイレについてでございます。屋外トイレにつきましては、現状は  
消防広場で地域の老人クラブの方がグラウンドゴルフをやるでありますとか、子ども会  
がソフトボールをやるとか、そういった活動が見られるところでございます。年間で申  
しますと、平成26年度が96回、27年度が132回、28年度が91回の利用とな  
っております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今の広場の利用回数をお聞かせを願いました。これで約100回、  
年間100回が利用されているのかなというふうに思うところであります。これは回数  
でありますので、1回の回数では100名とか、大きなあれでは100名とか、また小  
さなチームでは20名、30名というところがあるかというふうに思いますが、かなり  
の人数の方々がこの広場を使われているのかなというふうに思います。

高齢者や障害者、また子どもたちや車いすの方などが、多くの方が広場を利用してい  
るのがわかりました。現行の本部内でのトイレでは私は使い勝手が悪いのではないかな  
というふうに思います。特に、足の悪い方、車いすの方は広場からトイレまでの距離が  
長いのではないかなというふうに思います。屋外に、例えばバリアフリートイレの設置  
というのを私は考えていくべきだというふうに思うわけではありますが、そのお考えにつ  
いてお聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 屋外のトイレでございますけれども、現状100回前後の方が毎  
年利用されておる中で、やはり議員おっしゃいますように20名ぐらいの団体から10  
0名前後の団体までさまざまな利用があるのが現状でございます。大体、利用時間とし  
ては2、3時間の利用が多いところではございますけれども、現状は消防本部の1階、  
2階のトイレを開放しておりますので、消防本部は性格上24時間あいている状況でご  
ざいますので、御利用になりたいときにいつでも御利用できるような環境は整えている  
ところではございます。屋外のトイレの設置についてでございますけれども、消防本部  
発足当時は仮設のトイレが置いてあった時期もあるわけではございますけれども、なか  
なかその管理等も行き届かず破損してしまったというような状況もございます。また、  
恒久的なトイレも設置をとということもある方もいますけれども、また維持管理の面で施  
設から離れておるといふ部分では目が行き届かない部分で、管理上問題が発生するとも  
考えられます。屋外トイレについては、現状の消防本部が開放しておりますので、そち  
らのトイレを御利用いただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、言われるように庁舎は、消防本部は確かに24時間オープン  
はしております。あいております。いつでもいいよとは言われますが、やはり、その人

数の多い利用者もあります。その中で二、三時間の利用だとは言われますが、やはりその高齢者の方も多いうふうには私は理解しておるところでございます。そして、また1階と2階はありますよ。トイレがありますよと言われますが、本部内の2階のトイレはバリアフリーのトイレは確かにございますが、そこまでいくまでにかなり私は時間もかかるのではないかなというふうに思うところでありまして、バリアフリーのトイレが2階にあるかというのも聞けばわかりますが、誰もが目で見て、ああ、ここにあるのだな、2階にあるのだな、じゃあ安心してプレイできるな、ここを利用させていただけるなということを私は全然皆様にはわからないというふうに思います。で、ありますので、皆様とにかくわかるように配慮してほしいというふうに思いますし、やはり、私は屋外にトイレは一つは必要かというふうに思います。確かに、恒久的なトイレを置きますと管理等も問題は出てくるかというふうに思います。利用者の面、また、町民の利用する人たちの側からいうと、私はトイレは一つはあってはいいのではないかなというふうに思うわけでございますので、再度答弁を願いたいというふうに思います。

○議長（杉浦あきら君） 消防長。

○消防長（吉本智明君） 消防本部内のトイレがわかりにくいという御指摘でございますので、一度、看板等を検討いたしまして、どなたも御利用になれますというような表示でトイレが消防本部内の利用ができるというようなものを検討してまいりたいと思います。先ほども申しまして、繰り返しになりますけれども、消防本部内のトイレを活用いただいて、特に屋外トイレについては検討いたしますけれども、ちょっと現状すぐに取りかかるわけにはいきませんので、まずは消防本部内のトイレを御利用いただくということでわかりやすく表示を考えたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 表示についてはよろしく願いいたします。

本当にお聞きをいたしますと、そこまで間に合わなかったという人もございますので、ぜひとも屋外も検討していただきたいというふうに思います。

次に、不育症治療費の助成についてお伺いをいたします。

妊娠はするけれども、一般的には2回以上連続して流産・死産などを繰り返し出産まで至らない場合を不育症といいます。また、1人目は正常に分娩しても、2人目、3人目が続けて流産や死産となった場合も続発性不育症として検査をし、治療を行う場合もあります。不育症患者は全国で15から20万人いると言われ、適切な検査や治療をすれば8割以上が出産できると言われております。不育症の原因も解明されているのかというふうに思いますが、どのようなものかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今は議員のほうから不育症の原因についての御質問をいただいたところでございます。不育症に関しましては多くの原因があるということではございますが、その大半が染色体異常であるというふうに言われております。ほとんどが胎児、あるいは受精卵におけます偶発的なものであると言われておりますが、中には夫婦どちらからの遺伝によります異常が引き継がれるというケースもあるということでございます。

そのほか、今、2割程度は原因不明とされております。そのほか、子宮形成異常ですとか、内腔形成異常などということが原因であるというふうに報告がされておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 本当にこの不育症というのは、夫婦のどちらかが染色体異常が偶発的なものかなというふうに思うわけでございます。2割以上が、まだ原因がわかっていないというところではございますが、原因がわかっているところは治療をすれば出産までに至るのかなというふうにも思うところでございます。

それでは、本町の相談窓口はどこでどのような相談があるのかをお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 本町におきます相談窓口ということではございますが、現在、不育症の相談ということに関しましては、特に設けているところではございません。ただ、もし御相談がある場合は健康課が窓口になって相談に当たるということでございます。

そして、そこのこれまでの経緯の中で、そういったような相談を受けた記録というものがあるかということでありましたが、そこについてはちょっと確認ができてないということでもあります。もし、相談があるのでありましたら、専門の相談窓口を紹介させていただく予定でございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 相談の窓口を紹介ということで言われました。本町には具体的な相談も聞いていないし窓口もないよということではございますが、専門的な窓口というのはどこをお知らせする予定であるのかお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 専門的な相談窓口と言われますと、県が名古屋大学医学部附属病院に委託しております相談窓口ですね。それから、名古屋市立大学病院で開設しております無料相談窓口、豆柴ダイヤルを紹介するところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） もし相談があったら、名古屋大学の医学部の附属病院を紹介するとか、また、これは県が行い、委託をしているところではございますが、そのほかにも名古屋市立大学のほうにも、こういうダイヤルがあるよということを紹介するということではございました。

では、不育症の治療費助成を導入している自治体をお聞きをいたします。国・県内の現況を合わせてお聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） そうですね。不育症治療費を導入しておる状況ということではございまして、愛知県内におきましては、東郷町を初め、東海市、小牧市、瀬戸市が既に導入のほうは行っておるところでございます。また、近隣の県におきましても、岐阜県、三重県、愛知県におきまして導入の実例もあるということではございます。国におきましては、政令市以上のとか中核市、都道府県が行っております、そういった相

談窓口の運営経費の2分の1を補助するというような制度があるというふうに伺っております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 今、導入をしている市町をお伺いをいたしました。愛知県の中では東郷町初め東海、小牧、瀬戸市の3市1町であるということでお伺いをいたしました。

不育症の検査、治療は保険適用外のものも多く高額となっております。県内で助成をしております今、言った東郷町や東海市などはそれぞれの助成内容も若干違っているかというふうに思います。金額や所得制限などの内容をお聞きをいたします。そして、また、近隣県での、近くでの県の主な自治体の内容が特別なこういうことでやっているよというものがありませんでしたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、県内で実施しております、今、3市1町の内容でございますが、東郷町におきましては、1年度につき15万円。そして、これまで実績は1件あったということでございます。東海市におきましては、これは1治療期間ごとに30万円ということで、所得制限が設けられておるということでございます。交付実績は2件だそうです。小牧市におきましては、限度額、1治療期間ごとに15万円、交付実績は1件であるということです。

それから、瀬戸市におきましては、治療1年度につきまして15万円。そして、これも所得制限が設けられております。夫婦合計730万円未満ということでございます。交付実績はないということでございます。それで、近隣県におきます実績といたしますと、ちょっと内容まではしっかりちょっと確認はしておりませんが、例えば三重県におきましては伊賀市、いなべ市、鳥羽市です。それから、静岡県では伊豆市、静岡市、富士市、三島市。岐阜県では飛騨市というようなところが医療費の助成制度を導入しておるというふうに伺っておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 愛知県内におきましても、それぞれの金額もそれぞれでございますが、やはり15万円ぐらいが多いのかなというふうに思います。そして、また所得制限もある市町とない市町があるかなというふうに思います。実績も今、大体お伺いをいたしました。名古屋の市立大学による実態調査では、妊娠したことがある女性の38%が流産を経験しており、不育症も20人に1人の割合でいることが報告をされております。このように不育症で悩んでいる方は多くいらっしゃいます。しかし、どこに相談していいかわからないのが現状ではないかというふうに思います。

岡崎市のホームページでは、妊娠を望む方、不妊症、不育症についての相談と明確にし、専門医、カウンセラーによる無料相談窓口などとして、先ほど言いました愛知県の委託している名古屋大学医学部附属病院に外部サイトへリンクができるように紹介をされております。また、豊田市のホームページでも愛知県不妊・不育専門相談センターとして同じように名古屋の医学部の附属病院に外部サイトへリンクできるようになっております。東郷町も同じようにでございます。本町のホームページ上に気楽に相談できる体制を整えるために、愛知県が委託しております相談センターへ外部リンクできるよう



に行っていくお考えについてお聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員が御提案をいただいた外部リンクのことでございますので、本町もちょっと取り組みがおくれているところではございますが、対応のほうをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） ぜひともホームページ上に外部サイトへリンクできるようにお願いをしたいというふうに思います。それから、東郷町では県の委託先の相談センターと、もう一つ不育症について詳しく知りたい方としては、厚生労働省の不育症研究班の外部サイトへリンクできるようにもなっております。本町のホームページでも先ほど言いました愛知県もそうでございますが、このような厚生労働省の研究班にもリンクをしていく考えがあるかをお聞かせを願いたいと思います。

それから、不妊治療や検査を受けた夫婦の中でも治療がうまくいかない場合や治療期間が長引くなど、本人の心のケアや男性不妊への対応など、より専門的な相談ニーズが高まっております。不育症の悩み事は、ここが相談窓口だとわかるような配慮をするためのチラシもあるかというふうに思います。私はチラシだけではなく、大きなポスターとして人目につくところに張っていくお考えについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） まず、厚生労働省の不育症研究班へのリンクということではありますので、先ほどの愛知県の相談センターを合わせまして、これは実施のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

また、ポスターなどでこの窓口の周知ということでございますので、専門に入手できるものがあれば、それ個々に対応していきたいというふうに思っておりますし、また、そういったものがなければ、チラシを拡大してカラーコピーしたものを掲示するなど周知のほうを図っていきたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 愛知県の県内の不育症の治療費の助成は先ほど言いましたように3市1町ではございますが、本町も子育て支援の一環として、また経済的支援として、子どもを無事に出産できるように、不育症治療の助成を導入していくお考えについてお聞かせをください。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 不育症治療費の助成制度の導入ということについての御質問だというふうに思っております。不育症に関しましては、現在、まだ治療件数、認知度ともに低いというような現状ではございますが、少子化の時代には、これも必要な施策であるというふうに認知しております。まずは不育症に関します情報を町のほうから発信させていただきたいというふうに考えておるところではございます。

具体的には、先ほど御提案いただきました本町のホームページでの紹介ですとか、リーフレットの設置、広報こうたの掲載など、できる限りの手を尽くしまして、他市町村の取り組みにも注目して、ちょっと検討していきたいというふうに考えておるところで

ございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 情報の提供はとにかくお願いをしたいというふうに思います。

それから、県外ではありますが、不妊治療費等の助成と不育治療費とセットで助成している自治体がございます。静岡県の伊豆市や富士市、三島市などは不妊・不育症治療費補助制度としております。それはともに子どもを産み、育てたいとの思いがあるからだというふうに思うところであります。

それでは、不妊治療費助成の件数をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 28年度決算におきます本町の不妊治療助成の実績におきましては60件で217万円ほどになっているところでございます。これは年々ふえてきておる傾向があるということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 28年度は60件ということでございます。私が前調べたのでは、やっぱりその前に、前年度も60件ぐらいだということ記憶しておるところでございます。件数としてはかなえられるのかなと思います。

不妊治療は妊娠を促す治療で、平成28年度は60件。不妊に悩む多くの方がいらっしやいます。不育は妊娠はできても体内で育たない状態で流産を繰り返すこととございます。先ほど申しましたが、どちらも子どもを産み、育てたいという思いは同じであります。子どもを持つ喜びを多くの方に知っていただきたいと思っております。

不育症は高額な検査、治療代がネックとなって病院に行かないケースも少なくないというふうに思います。愛知県が委託している相談窓口の案内チラシでも愛知県不妊・不育専門相談センターと一くくりになっております。例えば、妊娠ができず、悩み、不妊治療を受けて、やっと妊娠する。しかし、その後、流産を繰り返すと。これはスタートが不妊治療であるから、不妊治療費の助成として受けられるというふうに思います。

では、反対に不妊治療を受けずに自然に妊娠をする。しかし、その後、流産を繰り返すと不育症として診断される。そして、不育症として治療を受けていく。しかし、不妊治療には助成制度はあるが、不育症には助成制度がないから実費で治療していくこととなります。それがどこに基準があるのか、どこで線引きをするのかというのは専門家でないとわからないかというふうには思うところでございますが、で、あるならば、私は不妊症の治療でも不育症の治療でも、何度でも言いますが、子どもを産み、育てたいという思いは同じでございます。で、ありますので、不妊症・不育症治療費助成制度というふうに改めて制度を変えていただいて、不妊治療費と助成とセットで不育治療費も助成をしていくお考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 議員の言われますとおり、不妊治療費と不育治療費、こちらの助成を合わせて一つの制度で実施しておる自治体の例があるということではございます。確かに不妊と不育はどちらにおきましても出産に至らないという状況における治療という面におきましては同じものであるというふうには考えるところでございます。

ですので、不育の助成も実施するとなれば制度の一本化というようなことで、これにつきましても、先ほども申しましたように、この実態も踏まえながら、近隣の状況も踏まえながら、ここら辺につきましても検討のほうの実施の必要性についての検討は進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野君。

○5番（水野千代子君） 愛知県内の東郷町とか東海市、小牧市の実績をお伺いをいたしました。その実績というのは1件か2件、またゼロ件ということではございます。多分、ここの市町におきましても不妊治療にはたくさんがあるのかなというふうに思うところではございます。本町も子育て支援の一環として、やはり私は不育症と不妊症、不妊症と不育症ですね、合わせて私はセットで助成をしていっていただきたいというふうに切に願っております。

最後に町長の子育て支援の考え方、この制度についての考え方をお聞かせを願って質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦あきら君） 理事者に申し上げます。答弁時間が残り1分ですので、簡単明瞭にお願いいたします。

○町長（大須賀一誠君） 今の御質問がございまして、子育て支援のために一生懸命努力してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦あきら君） 5番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 2時23分

---

再開 午後 2時33分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、足立初雄君の質問を許します。

1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 議長のお許しを得ましたので、通告に沿って質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず初めに、生活道路の整備促進についてであります。

道路は私たちの生活に密着しております。私たちが活動をする場所へ移動するには必ず道路を通りますが、その道路にはいろいろな道路があります。今回お尋ねするのは、私たちが一番よく利用している生活道路についてであります。生活道路という道路は、道路法には見受けられない道路であります。先の第3回定例会で3,000万円の予算が追加されました。生活道路とは何か。概念的には理解できますが、町として定義のような規定されたものがありますか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 生活道路については、法令上の明確な定義はないようですが、一般的には主として、その地域に生活する人が日常生活の中で地域内での移動のためや住宅街から商店街、近くの主要な道路に出るまでに利用する地域内の道路と解されています。

定義としては、幅員が狭く、民家等が近接して、通常の交通量は差程多くない。交差点においては、見通しが悪い上に、信号処理等はされていない場合がほとんど。さらには、車道と歩道の明確な区別がないために、常に自動車と歩行者、自転車が混在して通行している状況。また、各小中学校の通学路に指定されていることも多く、通勤、通学用の道路としての役割があるなどのことが挙げられると思われま

す。町といたしましても、生活道路に対する考え方、位置づけを一般道路のうち、国県道や幹線的な町道以外で地域住民が日常生活に利用する道路として考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 生活道路の定義はない。しかし、町道も含めて、地域住民が日常的に利用している道路という概念と理解できました。町道として認定されている道路は、道路管理者である町長の責任で管理することとなっておりますが、認定されていない法定外道路、この管理についてはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 町道認定されていない道路、いわゆる法定外道路については、当然のことながら、道路法上の道路ではないということではありますが、生活道路の整備促進、地域での生活動線の整備、安全確保などの観点からすれば、法定外道路についても生活道路としての位置づけで現場を整備し、適切な管理をしていくことは必要なことであると考えております。

実際、各区から提出される地元の環境整備に関する各種要望書の中でも、町道認定をされていない道路や場所に係る整備要望も数多く寄せられており、その現場対応についても生活道路整備費を充てて実施している状況であります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 私の記憶ですと、この生活道路整備工事費は、平成28年の第3回、9月の議会で補正予算、ここで追加計上をされました。また、ことしのこの第3回9月議会でも追加されました。当初の予算では足りない状況が続いていると思われま

す。○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） いわゆる生活道路の整備を計画、実施するに当たっては、各区の区長様を通じて町へ寄せられる地元の環境整備に関する各種要望書により進めていく場合がほとんどであります。

町といたしましては、これら寄せられた地元要望事項に対しまして、御要望内容や現場状況等により、土木費の中の生活道路整備事業を初めとして、道路維持修繕事業や道路新設改良事業、交通安全施設整備事業など、さらには親切行政運営事業を加えて、それぞれ各事業の予算の中で、地域地元の要望実現、課題の早期解決等のための対応に当たっている状況であります。

中でも、生活道路の整備に関する中心的なメイン事業であります道路整備事業につきまして、ここ数年の実施状況について説明をさせていただきます。道路整備事業の中野工事請負費について、決算ベースでございますが、平成26年度が約6,900万円。

平成27年度が約5,900万円。平成28年度が約9,800万円であり、本年度につきましては、当初予算の5,600万円に対しまして、先の9月議会において3,000万円の追加補正を認めていただき、工事請負費の合計が8,600万円となり、今現在、事業を進めている状況であります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 生活道路は利用者の人数は少ないかもしれませんが、生活に密着しており、住みやすさの重要なバロメーターと考えます。

各区の区長様も地域の人々の暮らしやすさ、少しでもよくしたいという思いで要望を出されておられると思います。今後、整備が必要な箇所はどのくらいあって、費用はどのくらい必要なのか把握されている範囲でお答えください。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 生活道路の整備は、その大半は地元から出された要望により、順次、計画、整備をしております。

4月以降、各地区から出された要望内容を整理、取りまとめをしておりますので、その取りまとめ状況について、御説明させていただきます。

10月末現在の取りまとめ状況といたしまして、お寄せいただいた全要望の中で、工事発注をして対応すべきと判断した要望の件数として、町内の全23区で166カ所あります。同日での対応処理済み、整備済み等の件数が15カ所ありますので、今後、整備を必要としている箇所につきまして、151カ所ある状況でございます。

あわせて、整備に必要な概算事業費として、約2億1,000万円ほどと試算しております。随分少ない実績とお感じになられたと思われませんが、まだ、年度末まで4カ月ほどございます。現場調査、設計書作成もかなり進んでおりますので、年度末までには、あと45カ所、事業費で5,000万円程度の整備が完了するものと考えております。今後、生活道路整備事業を初めとして、道路維持修繕事業や道路新設改良事業、交通安全施設整備事業などの対応も加え、順次整備を実施していく予定であります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 各区長さんから上がってくる内容につきましては、いろいろな事業で対応していただけたところとっております。

この道路整備という関係では、町がやるべきと判断した事業が、来年度以降、まだ差し引きしますと1億6,000万円ほどかかるということになっていると思います。最近の実績ベースでいきますと2年はかかるのではないかというふうに思われますが、却下された事業もたくさんあるのではないかと思われませんが、どのくらいの件数がありますかお尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 数多く寄せられているさまざまな要望の中で、道路や河川の管理者である土木課として、工事を発注して対応すべき案件として調査検討したものの、結果的に町での対応に至らなかった案件もございます。代表的なものとして、要望内容の原因が個人さんに起因にするような案件、これにつきましては、対応が不可能と判断した場合などでございます。

このようなケースも含めまして、同様に、これまでに対応ができなかった案件が12件ございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 却下された件数が12件ということで、意外に少ない感じがしております。町の担当者の方の深い御理解があるのではないかとというふうに思われます。

この生活道路の整備の内容につきましては、側溝の設置や更新、舗装の更新などが多いと思われていますが、拡幅などの用地について、公費で分筆し、購入して整備する道路もあると思いますが、どのような道路でしょうか、お伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 幸田町において、道路用地を公費で分筆して購入している道路といたしましては、新設する場合や拡幅改良する場合には、基本的には用地の調査から測量、分筆登記、当該土地の買収まで、公費にて実施しております。

すなわち、整備対象の道路を「路線全体として」や「ある一定の区間として」など、それぞれ事業化の位置づけをして、整備計画や地元要望等に基づき、まとまった範囲を集中的に整備をするような場には分筆費用や用地買収に公費を投入することにより事業を進めております。

ただし、今後については、特に地元要望路線において、路線を指定して、まとまった整備をするような箇所についても、ある程度の幅員までは土地を寄附していただいた上で道路を整備していく。そのような案件が出てくるのではないかと考えております。しかし、このような場合においても、用地の調査測量費や土地の分筆費用は、公費にて賄っていく考えでおります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 町道認定されていなくても、ある程度まとまった路線の拡幅用地の寄附がされれば分筆測量を公費で行い、舗装などの道路整備していただけるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 町道認定されていないような路線でも、例えば、ある一定の延長のある区間や、ある一定のまとまった場所などにおいて、地元の関係者の皆様の御理解と御協力をいただけることが必須条件であります。その前提があった上で当該路線が幸田町の土木事業として整備する路線として位置づけることができれば、通常認定された町道を整備するのと同じように、公費により現地調査や用地測量、工事の施行まで実施することは可能であると考えます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 生活道路の拡幅工事でも、一つのまとまった路線全体を通しての改良であれば、拡幅に要する用地の寄附が条件で、分筆費用は公費負担していただけるということでもあります。しかし、それは大変理想的なことと思われていますが、なかなか全体をまとめるのは時間がかかります。また、できないところもたくさんあると思います。

そこで、現在町内各地で問題となっていると思われまます建築基準法第42条第2項の規定で後退した、いわゆるみなし道路の部分につきまして、あるいは自主的に塀などを

控えたばち、隅切りともいいますが、隅切りの部分についてお伺いをいたします。

道路後退部分は既に道路となるために定めを負った土地である。所有者もそのことは納得をされていると思います。しかし、分筆をされてないため、道路のとしての整備がなされておりません。本町には、家を建設する際の道路後退部分を自己負担で分筆し、寄附するのであれば10万円の補助金が出るという制度で、平成15年度から、これまでに35件の実績があります。

この制度に基づけば、所有権は寄附により町となるため、舗装していただけるということで、一昨年でしたが、大草地区内におきましても事例がありました。しかし、現実にはセットバックをしても未舗装でこぼこしていたり、塀や花壇をつくってしまい、道路としての利用がなされていないところも見受けられます。せっかくセットバックの制度があり、道路の敷地としてスペースがあっても、その後のフォローが十分できていないために建築基準法第42条第2項の規定は、その効果が十分発揮されておりません。

今日の車社会では、道路が狭く大変危険な状況になっております。これらの状況を改善するには、町が、寄附の受けられるところから公費で分筆測量を行い、舗装などの拡張整備を行っていくことが必要であると考えますが、町のお考えをお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 道路後退用地の測量分筆に要する費用についての公費負担という点ではありますが、幸田町道路後退用地分筆費用補助金交付要綱に基づきますと、個人が自分の宅地を測量する際に、道路後退部分の用地について合わせて分筆をしていたら、なおかつ、その後退用地を寄附していただけるのであれば、分筆費を上限10万円ではありますが補助をするということで行っております。議員お調べのとおり、実績は35件であります。

条件にもよりますが、一筆の分筆処理を行うのに要する費用は10万円から数十万円であり、個人負担が大きいことが件数の伸びない大きな要因であると考えております。しかし、この費用を全て公費で賄おうとした場合、ごく部分的な道路改良のみで事業効果の面からは非常に低いと思われる現場もありますので、寄附申し出があれば一律に公費で分筆することは慎重に考えたいと思います。

問題の一つは、この補助制度があるにもかかわらず、分筆していない民地のままとなっている、道路後退しただけで未整備のままになっている用地について、日常生活に支障があるため現地を舗装整備まで行うには、どうすればよいかという点ではありますが、現在では、事故地などにおける責任など、道路管理上の理由から、個人で測量し寄附していただかないと舗装はできないという状況であり、路線としての完了に向け関係者の理解を求めることに努めたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 生活道路の中には、建築基準法でセットバックしても所有権に基づき個人が利用できるスペースになってしまっています。道路法の規定がないからであります。

現在は、分筆に多額の費用と労力が必要となります。

生活道路は、地域の子どもや高齢者の方々がよく利用する道路であります。舗装のし

ていないでこぼこの道路、これを車をよけながら歩く、この状況は、大変危険な状況であります。

この状況を少しでも回避するには、行政の役割が重要だと思います。

岡崎市は、すでに制度ができており、平成27年度は、1年間で135件の分筆を公費で行ったと聞いております。一方、幸田町では、先ほどの補助事業で平成15年度からの14年間で35件の実績という状況であります。

この要綱の目的、寄附採納を推進し、良好な市街地形成を図り、生活環境の向上に寄与する、これが目的であります。目的を達成しているとは思いません。

そこで、この際、再度、お願いをするわけではありますが、道路後退用地の分筆を町は公費で行う制度、ぜひ、構築していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 道路を管理し、通行の安全性を確保するには、一つの路線が一定の道路幅であることと、道路の構造上に危険のないように整備管理することが大切だというふうに思っております。

したがって、こうした狭い生活道路を拡幅整備するためには、地元からの整備要望がまとまった路線を順次整備していくことが、当面、一番良い方法ではないかというふうに考えております。

セットバック部分の測量費の公費負担につきましては、自治体によって意見はさまざまでございますけれども、公費負担は、従来どおり、前提として路線としての整備、決定があるものとするのが効率的であろうというふうに思っております。

また、セットバックの用地測量に対する補助制度を見直すことも必要ではないかというふうに感じております。

他市町の状況を調査研究をしながら、幸田町としましても、道路の安全管理を十分踏まえました上で、現行の補助制度を再検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 道路管理者の立場としては、おっしゃったことは当然のことです。

いろいろと検討することがあろうかと思えます。

しかし、愛あり幸ありをモットーとする幸田町であります。住民の気持ちになって早期に制度化していただきますように、お願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次は、生ごみのたい肥化についてであります。

幸田町は、ごみの分別収集を奨励して、燃えるごみの減量化に取り組んでおられます。愛知県内で優秀な成績も納めております。

これは、町民のごみの減量に対する強い意識と、努力による成果であると思えます。

また、生ごみのたい肥化についても、町内の里区内で精力的に取り組まれており、生ごみの減量化等において他の模範となっておるところであります。

今後、町自体におかれましても、燃えるごみの中で、リサイクルできる生ごみや剪定



枝などのたい肥化により、さらに燃えるごみの減量化に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、生ごみや剪定枝などのたい肥化施設の整備について、通告に沿って質問してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

まず、初めに、果樹や庭木などの剪定枝をチップ化して再利用する事業を、坂崎のソニーの北のあたりで行われておりますが、その処理方法、処理量、処理費用などの状況について、お尋ねします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 剪定枝のチップ化についての御質問でございます。

この事業の概要でございますが、坂崎のあたりということですが、坂崎字雀が入り1番地9の町有地、1万4,196平米のうちの約300平米を利用して事業を行っております。

その事業の運営につきましては、幸田町シルバー人材センターに委託をしております。剪定枝の処理には、チップ化処理機械、通称チップパーを使用します。これにより、細かく砕かれチップ化された剪定枝は、土壌改良や防草用の資材として無料で提供され、公共施設や家庭菜園などにおいて利用されております。

剪定枝のチップ化は、剪定作業自体にシルバー人材センターの人員が割かれる時期におきましては、坂崎処理場に一時的にストックされた状態ということになります。

なお、剪定枝のほとんどが民家からの庭木で、果樹の剪定にともなうものにつきましては、年間で数件という状況でございます。

次に、剪定枝の処理量につきましては、平成28年度の受け入れ量は、おおむね376トンとなっており、これは、軽トラで1,075台分に相当します。

最後に、処理費用につきましては、機械等の維持にかかる経費は、町が負担します。従いまして、チップパーは町が購入し、シルバー人材センターに無償貸与しております。事業の運営にかかる費用は、シルバー人材センターが負担することになっておりまして、その運営に当たって、平成28年度の支出は、消耗品や機械の修繕費用に、年間92万円かかりました。

一方、平成28年度の収入といたしましては、剪定枝の処理代金として、利用者から軽トラック1台当たり、これは、量に関係なく一律3,500円いただいているため、計算しますと、388万6,000円ほどあったということでございます。

なお、人件費差し引き後も、シルバーで余剰金が収益として残りますので、シルバー人材センターでの事業運営は、成り立っているという状況であると考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 平成28年度のシルバーのほうでの収入が388万円あるということで、事業は何とか運営できているという状況だと思われませんが、健康の道などの林道などへウォーキングに行きますと、剪定枝などがそのまま投棄されています。

これらの剪定枝は、いずれ土に帰る可燃ごみは、山などの余り人目につかない所に捨てることには、罪悪感がないのではないかと思われませんが、すてられた山の地主は嫌な思いをされていると思います。

何か、法律に抵触していることはありますか。また、その実情や原因について把握されていますかお伺いします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 一般家庭、事業者等のが排出する剪定枝は、排出者等において適正に処理しなければなりません、山などに不法投棄した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触します。

町内における不法投棄は、可燃ごみ、不燃ごみを問わず、回収の実績がありますが、可燃ごみのうち、剪定枝の量についての把握はしていません。

その他、家電製品、タイヤ、家具等、人目を避けて投棄されるケースが多くなっています。

これらの理由としては、「引っ越しに当たり不用になった。」、「処理する時間・場所がなく、やむを得ず捨てた。」、「処理する費用を払いたくなかった。」などがあります。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 清掃事業概要を見ますと、平成28年度の可燃ごみの不法投棄は、70リットルの袋で、550袋を回収しており、また資源ごみは、131袋ということで、2.4倍ということになっております。

この可燃ゴミ、27年度におきましても、736袋、資源ごみが399袋で、可燃ごみは資源ごみの1.8倍となっております。

このように、可燃ゴミの不法投棄のほうは、ダントツに多くなっていますが、原因について何か把握されておりますか。

また、これも法律に抵触しているのではないかと思います、周知はどのようにされていますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、可燃ごみの不法投棄のほうが多い理由といたしましては、これは、ゴミの総排出量に占める割合のほうも74%と多いためということでございます。

なお、不法投棄は、重罪でございます。5年以下の懲役、または、1,000万円以下の罰金に処せられることとなっております。

こちらの周知は広報こうた、ホームページ等で周知を図っておりますが、さらに、実際に不法投棄があった場所へ、不法投棄禁止の看板等を設置をするなどして対応しておるところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） また、剪定枝などの可燃ゴミ、これは、畦の草と同じように考えてしまって野外で燃やしているというようなことが見受けられますが、やはり、これも罪悪感はなくやってみえると思います。

これについては、何か、問題点はあるのでしょうか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） いわゆる「野焼き」の問題でございます。野外での野焼き

は、こちらにも廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、愛知県の県民の生活環境の保全に関する条例により、原則禁止されております。

しかし、例外として、たき火等の日常生活を営む上で、通常行われる草や木などの焼却であって軽微な場合、また、農業や林業を営むためにやむを得ない場合等の焼却がございます。

しかしながら、これらの場合であっても、他人への迷惑行為となる焼却については、問題となるため、周辺地域の生活環境に与える影響がない場合に限られるということがございます。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ゴミステーションに出される燃えるゴミは、袋で45リットル、大きな袋、この体積と重量ということで出てきますと、なかなか比較のピントがこないわけではありますが、平成28年度の草木類の総排出量は、概算でどのくらいか把握されておりますか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 可燃ゴミとして排出される草木類の正確な量については、把握はできておりません。

しかし、町では、家庭から排出される可燃ゴミの組成分析を行っており、平成28年度の結果においては、家庭から排出される燃やすゴミの量、年間5,479トンのうち、草木類は206トンで3.8%程度と推測はしております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ここで、草木類、剪定枝などのたい肥化のお願いをするところでありましたが、先の丸山議員の答弁にもありました。

そこで、今、お答えになった燃えるゴミとして出されているのが、206トン、それから、坂崎へ持ち込まれる量が376トンということでした。合計をすると580トンということになると思います。

これに不法投棄の分もありますので、相当の量が排出されているのではないかとこのように思われます。

現在、町と蒲郡市とで研究していただけるということでありましたので、これは、省略しまして、次の質問に移ります。

生ゴミの処理化ということでございます。

現在も活動いたしております里区の生ゴミ処理施設につきまして、平成27年度の福祉産業建設委員会の管内視察、ここで見せていただきました。

里区の施設は、大変合理的な処理方法をやっておられて、管理も当を得たものであるというふうに認識をいたしたところであります。

他の地域におきましても、活動事例があったと聞いておりますが、どのような状況でしたでしょうか、お伺いをします。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 以前は、坂崎区、六栗区、里区と合わせて3地区で行われておったということがございますが、現在は、里区のみということになっております。

里区の活動については、平成12年2月から行われております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 里区以外の地区で、たい肥施設をやっておったが、やめられたというのであります。この原因について、検証されておりましたらお答えください。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） こちらの撤退理由といたしましては、活動に要する経費、設備の管理、労力等の問題ということは聞いております。

この中でも特に、里区の取り組みでもわかるように、生ゴミの計量・投入、攪拌、発酵材投入、水分調整、乾燥から処理機の清掃に至るまで、かなり多大な労力が伴うということが事業を行う上で難しいことと認識はしております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） それぞれの地域でそれぞれの生ごみを処理できればそれが一番いい方法だというふうに思います。

最も理想的な形であると思われます。しかし、今のお答えでは、経費、施設の管理、労力の問題などの調整をうまくいっていなかった、多大な英知と努力が必要とすることで、こういった地域での処理ということは、期待が今後でもできそうにないというようなお答えだったと思います。

また、現在、活動されている里区の施設につきましても、メーカーが倒産してしまって、現在の施設が故障すると、もう直してもらえない業者がないと聞いております。

そこで、この際、町全体の生ゴミをたい肥化してリサイクルできる施設の建設をして、燃えるゴミ、減量化を図ることは必要だと思いますが、生ゴミのたい肥化施設の建設整備を検討すべきということをお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（杉浦あきら君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 町で実施しております「可燃ごみの組成分析」を行っており、平成28年度の結果では、家庭から排出される燃やすごみの量、年間5,479トンのうち、厨芥類（厨房から出る野菜のくずなどの生ごみ）が半数程度を占めており、ごみの減量を図る上では、いかに厨芥類を減らすかが課題となります。

生ごみの堆肥化の必要性は認識しておりますので、その処理施設の建設についても今後の研究課題としてさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 現在の生ごみは岡崎市のクリーンセンターで焼却されております。そのエネルギーは電気に置きかわっているということを聞いておりますが、焼却しますので炭酸ガスや窒素ガス、これは一気に放出されます。植物に一気に放出されますので、利用されにくい。これが地球温暖化の要素となってしまいます。一方、堆肥化して徐々に分解を行う方法に切りかえれば、有機質肥料として植物が利用でき、再び私たちの食卓に戻ってまいります。最近では、地球温暖化の影響と思われる集中豪雨や竜巻がよく発生しております。私たちの住む環境を守るためにもぜひ取り組んでいただきたい、そのように期待をいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦あきら君） 1番、足立初雄君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午後 3時16分

---

再開 午後 3時26分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について順次質問をしております。まず、来年度予算編成方針などについて問うものでございます。

10月13日、町長の来年度予算編成方針が示されました。その方針で、歳入については個人町民税、固定資産税は堅調に推移し、法人町民税は税制改正の影響で減少に加え、企業業績などによる変動が著しいとしておりますが、それでは個人町民税は、町民所得の変動はないのか、こういう疑問が湧くと同時に、予算編成にはそのことについては何も触れておりませんが、それでいいのかということをもまず第一に問うものであります。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） ここで安定財源であるものと、それからいろいろ大きく変化する税収というものがあるというふうな考え方はしております。基本的に安定財源につきましては、将来を見据えて大きな増減のない財源だというふうに考えているということでございます。この予算編成方針の中でも謳わせていただいておりますが、法人町民税、こういったものについては変動が大きいということでございます。議員が今言われました個人の住民税、これもそうでございますが、まず一番の安定財源として考えておりますのは固定資産税、こちらのほうが一番の安定財源というふうに考えておまして、こちらにつきましては10年前の平成19年度が43億円、平成28年度も43億円ということでございまして、増減がほとんどないという安定財源と考えております。また、今議員が言われました個人の町民税、こちらにつきましてはこの5年間で22億円から25億円、これぐらいの範囲で変動しているということで、比較的安定した財源だというふうに考えているということでございます。

○総務部長（山本富雄君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、法人と個人の町民税、固定資産税を対比をして、どちらが安定しているのかと、こういう問題の捉え方の中で固定資産税はしかりですと。町民税もと。しかし、町民税は、景気の変動によって大きく左右されますよね。たまたま見えにくくしているのが、幸田町は人口がずっとふえている。それも比較的若い層がふえているということでそうなる。しかし、幸田町もリーマンショックで企業の税収がどんと落ち込んだ。そうしたときに、町民の所得はリーマンショックの影響、そして今日まで人口はふえながらも、その人口のふえ方にも応じた形の中で町民の所得が伸びているのかどうなのか。その視点をどういうふうにお考えなのか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように、個人の町民税、こちらについても当

然景気の影響を受けるということで、景気がリーマンショック等で悪くなれば当然下がるというものでございます。言われるように、当然人口の伸びの部分もあるということでございまして、大きな変動はしていないという部分も当然あるかと思いますが、あくまでも法人町民税のように20億から2億円になってしまうだとか、そういった大きな変動に比べれば比較的安定的な財源であるというような考え方をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから対比の仕方としてね、変動幅の大きいものは安定財源とは見込めないですよ。特に法人町民税は落ち込みが激しいよと。そういったときに、じゃあ町民の置かれている生活の状況、所得の状況を思いやるという視点が私はないということをお願いしているわけだね。ですから、企業が減収になる、その影響が非正規労働者をたくさん生んで、身分も不安定、低賃金の雇用がふえているのを見えにくくさせているということについて、あなた方が思いを馳せているのかどうなふうなのか。見た目の数字だけで判断をしているのかどうなのかということなんだ。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますように、当然リーマンショック等があったときは特にでございましたが、個人の所得、収入についてもかなり落ち込んでいたということでございます。ですから、もちろんこういったものについては、企業も大きな落ち込みがありましたが、個人に関しましても当然大きな影響を受けているということは、当然私どもも認知をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、私が先ほど申し上げてるように、幸田町の人口が伸びていることが実態を見えにくくしていますよということの問題提起であります。これは、幸田町そのものが堅調な人口増、そういう形を今ずっとたどっているわけです。しかし、日本全体から見れば既に人口の減少期に入っている。もう新聞等でも報道されているように、2025年、このときから東京は人口減に転じますよと、こういうことですよね。ですから、我が町が人口増が堅調に進む。しかし、日本全体の人口の減少、東京も減少する、そういうこととは全く無縁の存在だよと。こういうことになりかねないですよ。そうしたときに、現在の総合計画における人口推計、これは私は見直しをしていく必要があるなど。そういうもとがないと、人口増で税収が伸びてる。しかし、町民の置かれている収入や所得の実態が見えにくくされていることについて思いを馳せて、それに対応する町の政治、政策というものが私は打ち出せないと思う。そういう点ではどういふふうにお考えなのかと、こういう問題提起であります。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 議員が言われますこともっともございまして、将来にわたって人口がどのように伸びていくかということにつきましては、当然その時代とともにどんどん変わっていくという部分もございまして、あくまでも私どもは今回の予算編成方針におきましては、過去の状況におきまして、もちろん人口の増加の部分、この10年で人口もたしか4,000人余り伸びているかとは思いますが、そういった人口増の部分を加えましても、もともとリーマンショック前の個人の町民税でいきますと2

2億円であったものが現在25億円近くまでなってきたという部分につきまして、人口増の部分も合わせてほぼ安定的な財源になっているというふうには考えております。将来計画につきましては、当然いろいろな形で見直していく部分というのは必要になってくるかとは思っておりますが、私どもとしましては過去のデータからそういったことを考えさせていただいたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう中で予算編成方針、これは障害者福祉や児童福祉を初め扶助費などが急速に増加する、こういうふうに指摘をされております。そして、必要な財源の確保が財政運営上の大きな課題になっている。このように指摘をしているわけですが、それでは、この方針は限りある財源の中で既存施策は選択と集中、廃止、縮減を前提する、このようにしておりますよね。つまりスクラップアンドビルト、こういう形できたときに、必要な財源の確保が財政運営上極めて重要で大きな課題だよという認識。その認識の内容は何になる。こういうことをちらっと書きながら、結果的には選択と集中、スクラップアンドビルドだと。何が言いたいのかということが全然見えてこない。予算編成方針をね、言ってみればこの1ページだけですよね、具体的には。あと何ページかありますが、要はこの1ページの中で言われている内容をずっとやっていくと、表現が悪いので申しわけないが、いろいろなことを羅列して文章があっても中身がわからないじゃないかと。何が言いたいのかということは今質問の中で問っているわけですから、お答えいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この前の今回の予算編成方針、歳入の面から、それから歳出の面から、両方の面から当然財源の確保ということを考えて出させていただいているということでございます。特にその中でも、例えば歳出の確保につきましては、積極的に新規事業、こちらに取り組んでいくに当たりましては限られて財源を有効に活用することが当然求められてくるということで、スクラップアンドビルド、これが必要になってくるということでございます。もちろん既存の施策を否定するというものではございませんが、従来からの施策や制度、こういったものを漫然と踏襲するのではなく、問題意識を常に持って所期の目的を達成した事業、または社会的に必要性が低下した事業については廃止だとか縮小を図り、事業成果が見られない事業等につきましては見直し、こういったものを検討するなどの指示をさせていただいたというものでございまして、確かに具体的な検討事業までは明記はしていませんが、各所管においてしっかり事業効果等を調査、検討をしていただいて、歳出の面からも財源を確保していただくと。いろいろな新しい事業をやるに当たっては、そういったことも必要であるということを謳わせていただいたと。それから、その同じ歳出の中でここでも謳わせていただいておりますけれども、扶助費、こういったものの伸びも大きく伸びているということ。これも過去のデータを見ますと、10年前の平成19年の扶助費が9億5,000万円だったものが平成28年では22億まで伸びているというような実態もあるということでございます。こういった経常経費も常に伸び続けているというのが各実態であろうと思っておりますので、そういったものも踏まえた上で、削れるところは削っていただきたい。そ

れから、財源の確保につきましてもできるものはしていきたいというふうに考えている  
ということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした中で、今あなたも言われた中で、要は必要な財源の確保は  
財政上大きな課題ですよと。こういう指摘をされながら、あなたが言われているように  
障害者福祉や児童福祉を初め扶助費が急速に増加をしていますよと。これが財政危機だ  
ということにつながっていくような、そういう感覚はないと思うんですよ。ただ、あ  
なたが言われた中で一番気になるのはね、経常経費だと。じゃあ、そもそも経常経費と  
はどういうもので、その経常経費比率の望ましい比率はどれだけか、お答えいただきた  
い。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 扶助費が悪という考え方ではもちろんございませんので、ただ  
実態としてこういったものが伸びているということでございます。経常経費比率につ  
きましては70%から80%、こういったものが理想的であるというふうに一般的には言  
われているというふうに考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 経常経費は70から80%が一般的だよということが言われた。そ  
れはどこから出てきた言葉ですか。これをはじき出した当時の経済状況、財政状況、こ  
ういうものが乗っかってるわけですよ。それは日本が高度成長でバブルがぱっと最盛期  
のころに、幸田町もあれもつくる、これもつくるでどんどんどんどんね。税収が伸びる、  
伸びた中で建設工事をやってきた、一段落した、財政状況が悪くなった。こうしたとき  
に目をつけたのが経常経費だよと。だけど、その70から80というのはどこから出て  
きた数字ですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） この70から80というのは、言われるように過去に一般的に  
そういったふうに言われていたというメディア等で言っていたというものでござい  
ます。現実に今議員が言われてましたように、リーマンショック前であれば幸田町もそ  
ういったところにはまっていたということでございますが、リーマンショック以降につ  
きましては80%を超え、高いときには95%ぐらいまで経常収支比率が伸びていたとい  
う状況にあるということですので、なかなか理想という数字までは今は難しいのかな  
というふうには考えております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その論法でいくとね、経常経費比率は70から80がいいですよ  
。だけでも先ほど申し上げたとおり、もう高度成長で税収ウハウハという状況じゃ  
ないときに、この方針にもありますように障害者福祉や児童福祉を初め扶助費が急  
速に増加をするということは、あなた方自身が、町長自身がこういう施策につ  
いて充実をしようという発想なんですよ。そうすると、税収がふえない中で  
これをやっていたら、経常経費がふえてくるのは当たり前なんです。ですから、  
私があなたに問いたいのは、経常経費比率がふえていくことは悪いことか。  
70が妥当だと、80を超えると財政が硬直



化したと、こういう感覚なんだよね。このある論文ではそういうことも書いてあるわけだ。じゃあ、80%を経常経費を超えたら町の財政はどうなりますか。町民の暮らし向きはどうなりますか。町長が言う障害者福祉、高齢者福祉、やったらいかんということなんだよな。答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 扶助費等の社会福祉費、こういったものが伸びていくことが悪いことというふうには考えてはもちろんありません。ただ、こういったものが現状では必然的にどんどん伸びていくものであるということですので、経常収支比率を下げるということを目標にするのではなくて、そういったものの財源を生み出せれるところで生み出すということになってきます。そのためにスクラップアンドビルドも必要であるということですので今回の予算編成方針では謳わせていただいているということですので、お願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、経常経費比率が伸びていくことは悪いこととは言い切れないよ。それは、1つは町の政治が障害者福祉や高齢者福祉、つまり扶助費をふやしてそういう施策を充実する、すればするほど経常経費はふえていきますよね。それが悪いということではない。あなたも言われた。それに対してどう財源を確保するかといったらスクラップアンドビルドだと。それでは少し知恵がないのではないですかということなんですよね。そういう中で、財源をどうやって確保するのかということですよ。地方税法でいけば、法人町民税の税率については超過課税、制限税率12.1%まで課税することができますよという中で、幸田町においてこの超過課税、制限税率を資本金10億円以上の大企業に適正に課税をしたら、財源が幾ら生まれるのか。その財源を生かしてね、経常経費だなんておかしなところでつむじ風を吹かさなくてもいいのではないかとということが質問の趣旨であります、まずそれはともかくとして、どういう財源が生まれますか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 超過課税を行った場合の試算ということですが、申しわけございませんが、こちらのほうは1億円以上の5号法人で試算のほうはしておりますので、そちらで回答をさせていただきます。この平成29年度の9月補正後の予算ベースで考えさせていただきますと、5号法人以上の超過課税を行った場合、5,200万円の財源が生まれるということになります。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） じゃあ、5,200万円新たな財源が生まれますよと、こういうことですよ。現在の標準税率は9.7%ですよ。それを12.1%。これは税制改正でずっと下がっていくけれども、下がっていても適正課税。標準税率と超過課税という仕組みそのものは残ってきますという点からいけば、5,200万円がこのままずっといくかという点でいけば不明瞭な面があるにしても、新たな財源をどう確保するかという点でいけば、そう知恵の出どころだなんて言わなくてもいいわけだよ。全国の自治体で、市町村で超過課税を実施をしている団体数と比率はどれだけですか。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 平成29年度の採用状況ということでございますが、全国1,718団体中719団体が標準税率を採用しており、999団体が超過課税を採用しているということでございます。比率では、超過課税が58.1%の団体が超過税率を採用していると、それで標準税率が41.9%となっております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この問題につきましては、この問題というのは超過課税を実施せよという問題については私はずっと一貫して主張をしてきたけれども、あなた方は企業が大事だ、企業が大事だといってね、一切やらなかった。今答弁がありましたように、もう全国の市町村の58.1%が超過課税を実施して、新たな財源を確保しております。たまたま愛知県と西三河では日本の中の孤児なものだ、我々のところはトヨタ様だといって頑張っちゃってね、ピーピーピーピー言いながら住民にそのしわ寄せをしているということだけれども、全国的にはもう58%を超えてる自治体が超過課税を実施をして、そこから生まれる新たな財源で住民の福祉、施策の前進・充実を図っているという点からいけば、なぜやらないのかと。こういうことですよ。安倍総理は、一生懸命企業は減税だ減税だといって企業様様だと。しかし、安倍内閣の麻生財務大臣は、企業向けの法人税を下げ、企業の内部留保がふえて世間が納得するだろうか。こういう新聞報道で批判的な見解も出しているという点からいけば、安倍が大企業のためには何だと言いながら、その内部でばかなことばかりやっているといいのとか、こういうことなんです。政権の内部でもそういう問題が出たときに、我が町はどうするのかと。こういうことが真剣に問われてくると、金がない金がないと言いながら、スクラップアンドビルドだといって内部だけで一生懸命そうやってるだけだ。内々で目がいけば、内々がどんどんどんどん落ち込んでいく。これは物事の道理という点からいけば、新たな財源をどう生み出すのかということでもあります。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今議員がおっしゃられたとおり、確かに全国的にはこの超過課税を採用しているところのほうが多いということでございます。なおかつ言われたように、この愛知県はやっぱり特異性があるということで、特にこの西三河は特異性もかなりあるということで、愛知県内では超過課税を採用している団体というのは14団体しかないということ。なおかつこの西三河でいきますと知立市のみとなってくるということになります。超過課税に関しましては特に関東地方、こちらでは例えば不交付団体におきましてもほとんどのところが超過課税を行っているというようなことで、地域特性というのはやっぱりあるのではないかなと。三河の連れ小便なんてことではいけませんけれども、基本的にそういった地域特性もあり、関東地方で特に前からやられている、この地方ではなかなかやられていないというのが現状であるということでございます。それと、超過課税に関しまして、西三河の各自治体につきましては企業城下町というふうにも言われておりますように、多くの企業も進出しているということ。本町におきましても企業とともに発展して、住みよいまちづくりに企業とともに手を取り合い協力して推進をしてきたという過去の実績があるということでございます。今後の企業誘致に

おきまして、当然この企業誘致は法人町民税だけの目的ではなくて、先ほどからお話に出ております安定財源の確保という意味におきましては、企業誘致することによりまして固定資産税ですね、こういったものも十分確保できると。法人町民税の税率がかなり下げられてきている。それから、政府のほうではさらに法人税の税率もまた大幅に下げているとか、いろいろな案も出されているという中で、やはり法人町民税も大きく期待ができないと今後の中で、それでもやっぱり企業の誘致というのは安定財源の固定資産税の確保が可能であるというものでございますので、企業誘致というものを今後も進めて安定財源を確保していきたいというふうに考えておきまして、その一つの手段の中に、やはり超過課税を西三河の中では幸田町も採用してないよという部分も企業を誘致する上で必要なポイントの一つであろうと。逆に、幸田町だけ超過税率をしているというのはやはりマイナスになる部分もあるのではないかとこのように考えておきまして、今後も企業誘致等で固定資産税、安定財源の確保、こういったもので考えていきたいと思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 物事の対比の仕方はいろいろあるんですよね。あなたが言われたように、幸田町が超過課税をやるとほかの自治体におくれをとっちゃって幸田町には企業が出てこない、こういうことを言われた。しかし、全国の58%の市町村は企業誘致をやっていないのか。そこで企業が大変つらい思いをしているのか。そうじゃないですよ。企業の利益はどんどんどんどん上がって、内部留保がいわゆる税金と人件費、そのほかもろもろを差し引いた純利益、これが内部留保としてどんどんどんどんため込まれて200兆円を超えてきてる。そういうばらもうけがありながらも、企業のためだという形で今の税収をこれによしとするのかという点からいけば、全国の自治体の58%がやってる、その58%のところも企業誘致を進める、税収確保のためにいろいろな知恵も出すということになると、じゃあ、幸田町はぬるま湯に浸かって企業様様だと、企業は大事だよという、こういう町の政治を進めているよということの表明にもなります。そういうことでよろしいですか。

○議長（杉浦あきら君） 確かに全国では58%の市町村が超過税率を採用しているということですが、先ほども説明させていただきましたとおり、あくまでもこの西三河、この地域におきましては、やはり超過税率ということは基本的には行ってないということで、当然全国の市町村では企業誘致のほうを行っておりますが、周りも全てやっているということであれば大きなマイナスにもなりません、この西三河におきましてはやはりマイナスポイントになってくるであろうと、企業誘致もしづらくなるのではないかとこのように考えておきまして。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 西三河の連れ小便という言葉があるけど。だから、結局連れ小便的発想で、ほかがやればわしのところもやるけれども、先人切ってやるようなことをしないよといって、片一方では企業誘致だ企業誘致だといって、企業誘致がどこで実った。野場のデンソーの下にちょこちょこっと空き地があったものでそれを整備した。工業団地だと、企業立地の適地だといって12カ所か13カ所、幸田町の地図に勝手にタッタ

タッタ丸を打ってね、ここですよとってそれを持って外交交渉やったか。例えばやっても企業から、じゃあ、この今田んぼや畑や場合によっては人家もある中で、ここがいいよといったときにそれを造成して企業ができるまで何年かかる。5年、10年かかる。そういうことがありながら、企業誘致だと言ってるところは地に足がついていないという点からいけば、この予算編成方針、つまり法人町民税は税収改正の影響による減少に加えて変動が著しいんだよと。こういう解説と評論家的な感覚で文章が書かれております。ですから、そういう点からいったら、今あなたの答弁そして予算編成方針、いろいろな文章をそこらじゅうから寄せ集めてやったけれども、意味がないじゃないの、こんなの。どういう意味なのかということを含め、基本的にここで書かれている内容がどうなのかということを含めて聞いていただいているわけなので、そういう点できちんとした答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） やはり、今回の編成方針にもありますけれども、私どもとしてはやっぱり長い目で見て、要するに安定財源である固定資産税を確保していきたいということは思っております。ですから、不安定な財源になってしまう法人町民税ということではなく、やはり企業誘致によります安定財源の確保、こういったものによって将来的にもこの町の維持・継続ということをしていきたいというふうに考えているということをごさいますして、その安定財源の確保、そういった意味で今回の予算編成方針の中では当然財源が少ない、税収が落ち込んでいるという部分はある中でもありますが、そういった企業誘致にも期待しながら、削れるところは削ってやっていくということで予算編成方針のほうは出させていただきます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、不安定な財源だよということを言いながら、その不安定な財源に別に依拠せよということではない。ほかの自治体、全国の58%の自治体がそういう特性を持つ法人町民税、そういう特性を持つところにも税法に基づいたきちんとした課税をして、企業としての社会的責任を果たせよと、こういう自治体としての意思を示してるわけなのでね。やっぱり、私はそういう施策に、この予算編成方針を含めて転換をすべきだということを申し上げて、2番目の若い世代を中心とした人口増政策、子育て支援についてに移ってまいります。

今年度の施政方針も、来年度の予算編成方針も子育て環境の整備を挙げておられます。その子育て環境の整備、環境についてであります。これは従来から申し上げておりますけれども、まず子どもたちの小中学生の修学旅行費、この保護者負担の軽減、これに取り組むべきだと言ったときにあなた方の答弁は何だと。幸田町にはほかの市町村にない報償金というものを出してありますね。報償金だと。報償金は報償金です。別にほかの市町がやってるやってないか、それを言わなくても。私はそういう問題の提起の仕方じゃないし、提起の仕方じゃないのにそれを切り返してきているわけだ、あなた方はね。保護者負担の軽減を図れよと言ったときに、何で報償費が対比されてくるのだと。それは偏屈が大好きなものだから、回り回って保護者の負担の軽減になりますよと。こういう答弁が返ってくるかどうかは、それは知りません。しかし、私が求めているのは、小

学生・中学生の修学旅行は義務教育の一環であり、一環であるものについて保護者負担を求めて、それについては問題があるのではないのかと、軽減を図るべきだよということを言ってるわけです。それでは実態として、29年度決算で小学生1人幾ら、全体で小学生は幾らと。中学生の修学旅行費の1人当たりの保護者負担と全体は幾らなのか答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 法人町民税の超過課税につきましては、現時点では考えておりません。現時点ではやれる、例えばスクラップアンドビルドもそうでございますが、歳出削減も行い、少しでも財源を確保しつつ将来またそれこそ特別な事情、こういったものが発生したときにはまた検討のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦あきら君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 小学校・中学校の修学旅行に係る経費、保護者負担になると思っておりますけれども、平成28年度の実績でございますが、小学校6校436人を割り勘した額、平均値が2万4,898円、約2万5,000円でございます。それから、中学校3校で406人で割り勘した場合の平均費用が4万9,407円、約4万9,000円でございます。総額といたしましては、約3,090万円程度でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） このことについては保護者負担の軽減に取り組みよというのは、予算編成方針また施政方針についてもいずれも町長も述べているわけですよ。述べているけれども、こういう具体的な問題についてはするっと逃げて。スルーという言葉がはやっているわけですが、スルーしている。しかし、こういう提起については予算編成方針に合致する内容ではないですか、どうですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 予算編成方針に合致しているかどうかというお尋ねで、予算編成方針は子育て支援ということが大きな目標に位置づけられているわけですが、先ほどこういう質問をするとこういう答えが返ってくるという議員のお話もありましたけれども、町として保護者の負担を減らすためにどういうやり方があるかという1つの中で、一応負担はしていただく、それに対して費目的には報償費という形ではございませんけれども、1,000円なり1,500円を交付することによって、結果的に保護者の負担を軽減するという形で今まで幸田町としてはやってきているということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、町長の予算編成方針という点からいって私はね、まあスズメの涙もその涙ぐらだよな、気持ちとしてある。そういう点からいけば、私はこの取り組みをさらに強めていくべきだというふうに思う。それと、もう一つは、子どもの貧困ということが今はいろいろな問題がされてきている。非正規雇用がざっとふえてきている中で、子どもの貧困というのがなかなか見えにくくなってきているという中で、3度

の食事でまともに食事がとれるのは学校給食だけだよと。こういう状況も生まれてくる中で、給食費の無料化というのは大変重要な課題である。ことしの8月30日に総務教育委員会が岐阜県の岐南町に視察に行っていました。その中で、岐南町は給食費を全部無料にしていますよと。こういう説明を受けて私は、我が町の町長は給食費を無料にすると食べ残しがべらぼうにふえるよと、こういうことを強調されましたけれども、岐南町さんどうですかと。そんなことはありません、全く変わりありませんよと、こういうことであります。そういう点からいくなれば、まさに学校給食費の無料化というのは、今子どもの置かれている状況から含めていくなれば大変重要な施策というふうに思うわけですが、どういう取り組みをされますか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 議員様方が岐南町へ視察をされて、給食費の無料化について聞いてこられたということは決算特別委員会の場でも聞いております。それで、それを受けて幸田町としてどうなんだということでございます。確かに岐南町に限らず国の流れとして、そういう流れができつつあるのかなという風は何となくは感じております。その風に乗っておくれないように、近隣の状況等を見ながら対応は考えていくべきかなというふうなことで見守っている状況でございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 指先にちゅぱっとつばをつけて、風の流れを感じた。そろそろかと言ってる時につばが乾いちゃったから、ああ、感じなくなっちゃったって。こういう状況をつくったらいけないですよ。まさにあなたが言われた内容を、まさにその流れが今は吹いてきてる。その流れにおくれまじとして取り組みを強める。こういうことと理解でいいかということと、小中の給食費無料化をやったことによって財源はどれだけ必要なのか、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 風向きを見ながら取り組みを強めますかということでございますけれども、今この段階で、それでは来年の予算編成から強めるよう取り組んでまいりますということはいえないわけですが、確かにそういう風は吹いているということは感じております。そういう風が吹いている中で幸田町がどう判断すべきかということをお考えするとき、幸田町はありがたいことに児童生徒がまだふえ続けております。その大前提として小中学校での受け入れ対策はハード事業としてやらなければならないという大事業がございます。まだ教育委員会としては、学校教育のみならず生涯学習という観点で、20年経過した町民会館のお守りもしなければいけないということで大きな金が必要となります。その中で必要とされる金と世間の風向きを勘案しながら、取り組みは考えていくべきかなという問題意識は持っております。

それから、給食費の無料化をした場合は幾らの財源が要るかというお尋ねでございます。これについては完全に無料化した場合、28年度ベースでいきますと1億8,000万円程度が必要になるというふうに認識をしております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさに今あなたが言われたように、状況としては風が吹いてる。そ

の風というのが、やっぱり子どもの置かれている状況が極めて深刻だよと。子どもだけではなくて子どもがそういう貧困の状況に置かれているというのは、非正規雇用がふえて身分も不安定、低賃金、こういう状況に置かれている親御さんたちが極めて多くなってきたよということのこれは背景ですよ。私どもが学校を卒業して勤め出した、そのころは日本の労働環境というのは終身雇用の年功序列と。それがいいか悪いかを私はここで議論するつもりはない。しかし、終身雇用というのは身分が安定をする。年功序列というのは、一定年齢になったら結婚ができて、子どもが産み育てられて、そして我が家を建てることができる。そういう労働環境があったわけですよ。今はそんなことを言えば、おまえはまともかと、ちょっと頭を冷やしてこいと。先ほど申し上げたように、非正規雇用がどんどんふえてくる。こういう中で、子どもたちにそのしわ寄せがずっときてる1つがそういうところにも出てきているのではないですかということなんです。ですから、そうした点で、学校現場で子どもの置かれている状況と貧困化の問題については、教育長はどういうふうに捉えておみえですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 貧困の問題は、前回もお話をしたとおりの大きな問題だと思っております。今、給食の無料化のところでのこの話が出たわけですが、給食もそれは考えるべきだと思いますし、ほかにも手はないかと思っております。前も同じことを答弁いたしました。給食を無償化というのは一律にただにしてしまうということですから、本当に困っている御家庭に手を差しのべるのが一番効果があると思いますので、その町の大事な税金を一番有効に使えるような方向がいいかと思いますが、伊藤議員のおっしゃる給食も皆さんが食べられるわけですから視野には入れていくべきだと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 申し上げたとおり、子どもの置かれている状況というのは深刻だけれども、子どもの貧困化というのは大変見えにくくなってきている。見えにくくなっていく、そういう環境の中で子どもたちが育っていく。その子どもたちが育ちゆく環境をどう充実し整備するか、それは町長の予算編成方針もしかり、施政方針もしかりと。言葉だけがひとり歩きをしている。中身のない言葉がひとり歩きをする。こういうことでいいのかどうなのか。言葉遊びではないですよ。字面で整えるのではない。実態として子どもたちが置かれているそういう状況にどう向き合っていくのか、そういうことが予算編成方針であり施政方針の内容なんです。いかんせん文章あっても中身なし、言われてることの意味が全くわからないと、こういう状況があることは事実です。しかし、そういうことを今あげつらってどうのこうのではなくて、あなたが示した方針が具体的にどう進展をしていくのかと。これが問われてくるんですね、町長。ですから、町長も予算編成方針で、施政方針で、子どもたちの置かれている状況に思いを馳せながら、子どもたちが育ちゆく環境をどう、若い世代を中心とした人口増、子育て支援というのは具体的にはどう施策として展開されるのか、町長、答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 新年度の予算編成につきましては、常に新しい気持ちで対応していきたいというふうに思っております。しかしながら、現状は子育て支援といえますか、

人口増加に伴うそういう施策をしなくてはいけない状況にあります。インフラ整備もしなくてはいけない、そういう状況が中であって、あれもこれもただだとかそういう話が今即でできる状況ではない。全体的な流れの中において、全体的に予算編成を見ていきたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、どんな場合でもそうですが、あれもこれもというのはまさに話としてはごちゃまぜにして、まぜっ返しをする。しかし、要はあれもこれもということ、あれもやれ、これもやれということ、あれもやらん、これもやらんということにつながっていくんですよ。そして、結果的にいいもの食い。つまり選択と集中、スクラップアンドビルドだ。これは予算編成方針も政策の中にも選択と集中だということが書かれているように、結局あれかこれかではなくて、あれもだめ、これもだめ、俺の好きなのはこれだという形の中で進められていくということが、私は非常に問題が出てくるだろうなということなんです。町長が言われるあれもやろう、あれも必要だ、これも必要だと。それはそうでしょうよ。みんな要望があるわけだ。町民は日々の生活の中で政治や経済、町の政治に向き合いながら、本人が意識するかは別にして、それが生活を営んでいく糧になっていく。そういう中であって、幸田町の行政をつかさどる町長があれかこれかというまぜ返しの論理ではなくて、どうするのかと。あなた自身が子育てをやろうと、若い層中心にということと言われるなら、その具体的な施策の問題として私は今提起をしてきたということなんです。あれかこれかじゃないんです。そういう点でどういうふうにお考えなのか再度答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほども申し上げたようでありますけれども、予算編成におきましては、その年その年新たな年ということ踏まえながら、何を一番キーにしていこうか、町民のために何を一番の前提にしていこうかと。そういうことを考えながら、私自身の信念を持った施策をやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私の信念だと。その信念のあらわれが予算編成方針でしょ。施政方針でしょ。残念ながら、それは言葉が並んでいるけれども中身がないから、具体的にこういうことが子育て支援ではないのかと。若い層を中心としたということと言われるのなら、そういう具体的な内容について私は問題提起をしたんですけどね。その問題提起に対してまぜ返しをするという点からいくと、じゃあ予算編成方針は、施政方針とは一体何ぞやということ問われているわけです。そういう点で、あれも重視、これも重視だと言いながら、じゃあ何なのかということが見えてこないからお尋ねしているわけです。再度答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどから申し上げておりますように、詳細な内容について今ここで論ずる状況ではないということでございます。今、予算編成中でございまして、それに基づいてまたお知らせするときがあるというふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。



以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は12月13日、水曜日、午前9時から再開します。本日、一般質問された方は議会だよりの原稿を12月13日、水曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間大変お疲れさまでございました。本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 4時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年12月7日

議 長

議 員

議 員